

令和7年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和7年9月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年9月9日 午前9時宣告

開 議 令和7年9月9日 午前9時宣告（第5日）

応 招 議 員	1 番 斎藤 光	2 番 岡林 哲司	3 番 山本 和輝
	4 番 田村 幸生	5 番 橋元 陽一	6 番 宮崎知恵子
	7 番 西森 勝仁	8 番 下川 芳樹	9 番 坂本 玲子
	10 番 森 正彦	11 番 松浦 隆起	12 番 岡村 統正
	13 番 永田 耕朗	14 番 藤原 健祐	

不応招議員 なし

出 席 議 員	1 番 斎藤 光	2 番 岡林 哲司	3 番 山本 和輝
	4 番 田村 幸生	5 番 橋元 陽一	6 番 宮崎知恵子
	7 番 西森 勝仁	8 番 下川 芳樹	9 番 坂本 玲子
	10 番 森 正彦	11 番 松浦 隆起	12 番 岡村 統正
	13 番 永田 耕朗	14 番 藤原 健祐	

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	吉野 広昭
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐 議会事務局書記 吉田 智哉

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 なし

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和7年9月9日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

10番、森正彦君の発言を許します。

森君。

10番（森正彦君）

おはようございます。10番議員の森です。

議員として最後の質問をさせていただきます。

まず最初に、まちづくりについてお伺いします。

私は、佐川町はとっても暮らしやすい、良い町だと思っています。基本的な暮らしに必要な社会的インフラは整備されていますし、地震以外には大きな災害の心配もないと思っております。その地震も、公共施設の耐震化はほぼ終了しています。

ここでまず最初に、最初の質問でございます。

佐川町にとって、今後、どのような社会的インフラの整備が必要だと思いますか。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年整備された道の駅やおもちゃ美術館、そしてまきのさんの公園、最近では図書館、そして10年以上、年月をかけて住民の皆さん之力で整備された牧野公園、他にも集落活動センターや、あったかふれあいセンターなど佐川町の魅力となる施設が整備をされました。

それぞれの施設におきまして、関わる人々がその施設をどのようにしたら、生かしていくのかを考えながら事業を実施してくださっております。

また、施設に関わって活動してくださっているボランティアの皆さんもいます。そうした方たちが活躍できるような独自の取り組みを進めることや、施設の情報発信とともに、佐川の、佐川町の魅力も発信し、多くの方々に佐川町を知ってもらったり興味を持ってもらうなど、関係人口の増加、移住定住につな

がっていくような効果的な活用を検討するなど、ソフト面に対しましても、しっかりと今後も対応していかなければならないと考えているところでござります。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。

私としては、そのハード的なインフラの整備はどうだったかというふうな問い合わせのつもりでしたが、質問の仕方があまり良くなかったのじやないかと思いますが、ハード的な整備はどのように捉えておいででしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えさせていただきます。

ハード事業につきましては一定、先ほどお答えさせていただきましたが町内大体、整備をさせていただきました。しかしながらですね、まだまだ、青山文庫でありますとか、屋外のプール、老朽化もしております、そちらにつきましても順次ですね、どういうふうな整備をしていくか、そういった課題も残っておりますと思います。

今後ですね、ハード面、南海トラフ地震対策などのインフラの整備も残っておりますので、そういったことに対しても今後、順番を立ててですね、順次取り組んでいかなければならないと思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

はい、安心して暮らすことのできるまちのことに関してのハード整備に関しては、緊急なものはないように受け取ることができました。

本当に佐川町は良い町であると思います。その良い町、歴史の、なぜ良いかっていうとやっぱり歴史と文教のまちを形づくる人が良いと私は思っています。

まず、各地区に住民組織があって、それぞれが地域に合った特色を出して活動をしています。輝いていると思います。他にも音楽をたしなむグループ、写真に絵画に俳句、スポーツでも子供から高齢者まで活動しています。

子供のスポーツを指導してくれている人もいます。最近では、それらの中から佐川中学校の田村君のように、ノーヒットノーランの快挙を達成する子供も出ています。

大きく活躍はできなくても、それぞれが輝いていると思います。「はなもりC—LOVE」のようなボランティアの方々も、皆に出番があり、生き生きとしています。地域活動を推進する集落活動センター、あったかふれあいセンター利用者の方々も皆、明るく楽しそうです。先日の斗賀野のカレーの日には100人を超す人が、同じカレーを楽しそうに食べていました。皆、明るい、いい光景でした。

少し長くなりましたが、何を言わんかというと、佐川のまちづくりは人が支えてくれています。人の絆が、これからも佐川町を形づくってくれるはずです。この住民の力、住民力のさらなる向上が大事だと思います。

そしたら何をするのか。住民力の強化、まずはそのことの認識を強く持って、今後もまちづくりを推進していくことが大事だと思います。先ほど言いましたが、人々の活動をすばらしいと認識し、支援していくことが重要だと思います。

金銭ではなく、「あなたたちのおかげで、よいまちづくりができます。」という感謝の気持ちを前に出して伝えていけば、皆さん活動の励みとなると思います。折につけ伝えていくことが大事だと思います。

多くの人々が佐川町を支えてくれています。佐川の町の住民力を、町長はどのように捉えておいででしょうか。感謝の気持ちを折に触れ、伝えていくことも併せて、お答えしていただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

まず、住民力とはですね、地域に暮らす住民一人一人が持つ課題解決力、地域づくりへの参画力、そして地域をより良くしようとする意欲と行動力の総体を示すものだと私自身考えております。

すなわち行政任せではなく、住民みずから地域の課題に気づき、意見を出し合い、時にはみずから動いて課題を解決していくこうとする、そのような力が住民力だと思っております。

この住民力は、次の3つの観点から特に重要ではないかと認識をしております。まず1つとしまして、地域の自立性と持続可能の向上、そして2つ目、政策形成におけるパートナーシップ、3番目、地域コミュニティーの活性化。

実際、本町におきましても、自主防災組織の活動でありますとか、空き家活用、学校と地域住民が連携した放課後の子供の見守り活動など、住民力の高まりを感じられてる取り組みが増えております。本当に住民の皆さんには感謝をしているところでございます。

住民力を高めるためには、行政が支える側、つなぐ側として役割を果たし、住民がみずから之力で地域づくりに取り組めるような仕組みづくり、情報提供、そして対話の場の整備が必要だと考えております。

今後とも、今、引き続きですね、住民と行政が信頼を持って協働できる地域社会の実現を目指して、取り組んでまいりたいと考えております。本当に住民力、住民の皆さんには感謝をしているところでございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

簡単にお答え願いたいと思いますが、佐川町の住民力は非常に高い、まずまず高い、普通である。町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

高いと思っております。かなり高いんじゃないかと思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

ありがとうございました。

私は非常に高いんじゃないかと。これは他の市町村にも誇れるぐらい、佐川町の住民力は高いと思っておるところでございます。この高さをやっぱり、さらに磨いていったらいいと思います。同じようなこと、また後で言いますが。

住民力の強化、住民の絆は、祭りやイベント集落活動の中で強くなっていくと言われています。

昨日、下川議員が加茂の弘岡は、大勢の人が集まって長い道を草刈をしているというお話を伺いました。素晴らしいことだと思います。そういう地域住民が力を合わせる、そこから絆が生まれる。そうすると、いろんな災害のときなんかも助け合いがスムーズにできる。そういう絆、やっぱり集落活動の中でも強くなっていく。そういう各集落のですね、そういうのもこれからも大切にしていくかなければならないと思うところでございます。

住民力の強化の1つの具体策として、集落活動センターの活動の充実と強化があると思います。今後の文教のまちづくりについての施策をお願いします。

まず、ちょっと待ってくださいよ。ちょっとね、1枚ずれておりました。

集落活動センターの充実と強化があると思います。それぞれの集落活動セン

ターに集落支援員を配置していますが、活動に濃淡があると思います。まずは集落支援員のミッションを明確にし、担当課が指導もしていかなければならぬと思います。

職員の地域担当制については、なかなか実現していません。そういう中でせめて、まちづくり推進課の職員はいずれかの地域は担当して、地域とともに考え、行動したらよいのではないかと思います。集落支援員のミッションの明確化と担当課の支援、強化。まちづくり推進課の職員の地区担当についてどうか、お伺いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

森議員のご質問にお答えします。

地域支援員のミッションとしましては、佐川町集落支援員設置要綱に定める地域コミュニティ維持に関する活動や、地域資源の発掘及び活用に関する活動等、6種類の規定がされております。そういうた職務の実施をとおして、地域コミュニティの発展や地域課題の解決、地域の活性化を支援することになります。

具体的なミッションとしましては、各地区の実情に合わせ、地域の方の気持ちを取り入れ、取り組んでいただいているのが現状で、担当課では総会を始め、月1回の定例会や日常的な訪問を通じて、各地区の現状や課題を把握しているところです。

引き続き、各地区それぞれの課題や地域がどのように進んでいきたいかなど、さらに地域と対話を行い、集落支援員、集落活動センターと共有、検討するなどし、それぞれの地域に必要な支援、働きかけを行っていきたいと考えております。

続きまして、地域担当制につきましては、以前も検討されておりましたが、実施するには様々な課題もあり、現実には至りませんでした。

現在は、各地区に集落活動センターができ、集落支援員を配置され、地域の課題の把握や課題解決への取り組みがされていることや、集落支援員と担当職員の連携で、地区の課題に対する行政と地域との連携ができる体制となっております。

まちづくり推進課内においての地域担当制については、そういうた現状を踏まえ、課内の体制や業務内容、関わり方などの検討が必要になってくると考えております。役場では毎年、新しい職員が入庁しております。まちづくり推進課だけではなく、他の部署の職員にも地域の集まりやイベントに積極的に参加

するよう働きかけていきたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

はい。ミッションを与える、そのミッションを集落支援員がきちんと把握して、やらなければならないと思うように、でなければ地域課題の解決には取り組めないと思います。

まちづくり推進課の地区担当制でございますが、これは特にお金がかかるわけではありません。このまちづくり推進課の地域担当制は自主的なことではなくして、職場の使命として担当制があるということにならないといけないと私、多分今までと変わらないと。やり方は変わらないと、前へ進まないというふうに考えます。

これはね、地域担当制になったとしても、大きな負担になることはないと私は考えます。やるかやらんかは、もうこれは町長の決断一つだと思います。地域を活性化していくには、やはり、地域の住民力を高めていかないかん。それには、先ほどの集落支援員も大事ですが、役場の職員も地域へ入って、地域の人とともに考え、汗をかき、していくことが大事だと思います。地域担当制になったとしても、年に何十回も行くわけではないわけです。ほんの10回、多分10回以内で。頭で考えると負担になって嫌だなと思うかもしれません、これはそれほどのものではないと私は考えます。やるかやらんかです。

ここで町長の判断をお伺いしたいですが、生々しくなりますので、そのことは十分考えて、どうするかを決断していただきたいと思います。本当にそれほど大きく負担になることではないと考えます。

第6次の佐川町総合計画の策定が進んでいます。明るい未来を描いているのではないかと思います。厳しい局面に立たされるかもしれません。明るい未来を作るのも厳しい局面を乗り越えるのも、今まで培ってきた力、住民の底力、役場の底力、職員の底力であると思います。力を合わせ、力を合わせて底力を発揮すれば、前は開けていきます。大丈夫だと思います。町の人、町の底力を引き出していく形を作らなければならないと思います。乗り越えなくてはならない課題に対しては、住民と行政がそれぞれ何ができるのか話し合い、しっかりと力を合わせて立ち向かえば必ず課題は、乗り越えられると思います。まちの底力を引き出していく形を作る。先ほど、質問した中にもそういったことも含まれますが、そういう形、体制をつくる。町長、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。体制づくりということでしょうか、はい。

先ほど森議員から言われました地区担当、まちづくりにおける地区担当につきましてもですね、今後、課内の体制とか業務内容とか、関わり方などをしつかり検討してですね、体制づくりはしていかなければならないと思っております。

今年度中にはそういったことも話しながらですね、対応していきたいと思っておりますし、昨日、橋元議員のご質問にお答えさせていただきましたが、役場の職員も本当に若返ってきておりまして、町外から来ている職員も大分多くなってきておりますので、やっぱり役場の職員には行政マンとしてですね、地域を知ることは大変重要なことだと思っておりますし、また知ってもらうということも大変重要なことだと思っております。

今後、そういったことも踏まえながらですね、地区のイベントでありますとか、いろんなところに、今もずっと働きかけをしているところですが、なかなか強制できないというところもありまして、それなりに若い職員もですね、休みの日にはやりたいこともあるだろうし、家庭的なところもありますので、今後も引き続きそういった働きかけはしていかなければならないと思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

はい。やっぱり体制を整えないと物事は前に進んでいきません。物事を前に進める体制は、よく考える必要があると思います。

先ほど、若い職員も増え、町外からの職員も増えておるということと思いまます。町外から佐川町を受験した人、あるいは町内の人で佐川町の職員になって町外に住んでる人、けど皆さん入るときは佐川町のために、町外であれ町内であれ、そういうことは関係なしに一生懸命、町の発展に尽くすと多分言われたと思います。その初心を忘れずですね、私は家が遠いから嫌だとか、そういうことは、その人たちも思っていないと思います。約束しておりますから。ですから、そのあたりは遠慮せずに、町外であろうが町内であろうが、やはりみんなと、町民とともに進むという初心は忘れずに貫いていただきたいと思います。

そういうことも、また本人の、住民と触れ合うことが本人の力にもなると思います。それから佐川町の役場の職員、すばらしい仕事をさせてもらってると思っていいと思います。地域のみんなに喜んでもらえる、地域の人たちを幸せにできる、そういうすばらしい職場においてございので、やっぱり一生

懸命取り組めば、必ずその成果は、自分の人生として納得いくものになっていくと思います。汗を流せば必ず報われます。楽しく住民とともに、町民とともに頑張っていただきたいと思います。

インフラの整備は進んでいます。新しいものでは図書館、道の駅、おもちゃ美術館。古くはないですが上町、牧野公園、集落活動センター、あつたかふれあいセンター等のインフラの整備が整いました。それらを生かすのは、やり方、ソフトという言い方でちょっと質問書には出してますが、少し難しいかもしませんが、各々の施策、施設、それらには目的があって整備というか、実施されています。誰がための何がための施設なのか。そのことをきちんと見て、そこへ魂を入れる。そういうことが大事だと思います。魂を入れる活動をする。そういうことで施策をシェイプアップしていくのが大事だと思います。

効果的なソフト事業を導入してという質問をしていましたが、そのように魂を入れる、施策の本来何がどうなのかをきちんと見て実施していくと、非常にこれが大事じゃないかと私は思っております。

第6次の佐川町総合計画の策定が進んでいます。これから10年どんな町をつくっていくのか。私は今の佐川町を磨き上げていったらよいのではないかと思っているが、いかがでしょうか。町長の思いと、具体的にはこんなことに取り組みたいという施設をお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

森議員の言うとおり、これから磨き上げをしていくことが必要だと思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

はい。本当にね。ここが足らん、あそこが足らんじゃなくて、いろんなことがやっぱりかなり充実しておると思います。それをさらに磨き上げていけばいいのではないかということだと思います。

さらに、これから佐川町は文教のまちを柱にまちづくりを進めていったらどうかと思います。と思いますが、私自身、どこがどう文教のまちなのか、確たるものに自信がありませんが、町長はどのように捉えておいででしょうか、お伺いします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

文教のまちについてお答えさせていただきます。

佐川町は文教のまちと言われておりますが、これは2つの要因があると考えられます。

まず1つは、佐川町が仁淀川流域で平野部と中山間部がつながる静的条件にあり、古来、人と文化が動き、とどまる場所として恵まれた自然とともに文化的な花が咲き、蓄積した場所にあることです。

次に江戸時代の領主であった深尾家が代々、名教館で教育を始め、文教施設を重んじ充実されたことであり、これらの条件が重なって文教のまちが形成されてきたものと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

はい。ありがとうございました。

本当に文教のまちってのは他に。佐川町ならではのことだと思います。今後の文教のまちづくりについての施策をお伺いしたいと思います。教育委員会のほう、文教のまちの子育て教育についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。森議員からの施策についてのご質問にお答えをいたします。

教育行政と文化行政の立場からお答えをさせていただきます。

文教のまちとは、学びに向かう人たちや芸術文化に親しむ人たちが数多くいるまちだというふうに考えております。

昨年度のふるさと教育についての調査によりますと、町民がこれから時代を担う子供たちに期待していることは、思いやりのある大人、様々なことに挑戦する大人、創造性にあふれる大人、ふるさとを愛し貢献しようとする大人というふうになることを期待されておるという調査結果があります。

このために、学校教育においては、ふるさとを愛し貢献しようとする「ふるさと力」、新しい価値を創造し、みずから未来を切り開く力を育成する「未来創造力」、生きる上での基盤となる感謝、柔軟性、協調性、忍耐力、人権意識などの「人間力」を中心に、佐川ならではの学校教育を令和3年度以来推進し、

不登校の減少や、佐川に住みたい児童の増加などの成果を上げております。

そこで、これらをする推進するための核となっております副教材「サカワーカ」を防災、常呂町との交流を題材とした開拓精神、戦争の記憶と平和、環境教育、この4つの分野を中心に改訂するなど、取り組みを一層充実させながら、日々の授業を強いて務める勉強から、みずから学びに向かう学習へと転換し、みずから学びに向かい、対話とともに学びを深めていく子供たちを育ててまいります。

社会教育と文化行政につきましては、これまでも自主的サークル活動が盛んであったり、文化財に恵まれているという下地があるうえに、昨年開館した図書館さくとの活用も含め、一層充実してまいります。

特にこのさくとは、町民の皆さんのがりたい、学びたい、やってみたいという思いと、町を舞台に生まれる様々な活動の間をつなぐ学び合いの広場によって、学びの輪を広げていくというミッションを持っております。

このミッションを実現するために、大人も子供も学び合いが進むよう、教育研究所と連携して、佐川をトータルに学ぶ知的探求型ゲーム「さかわクエスト」を展開するなど、開館を機に組織された「さくとを育てる会」の絵本の読み聞かせや布絵本づくりと植栽、イベントの企画運営と3つのグループの活動も併せて学びの輪が、まち全体に広がるように進めております。

このような図書館さくとの活動に加え、来年度高知県で開催される国民文化祭への参加を契機に、町の文化推進協議会などの文化団体の支援を充実させるなど、学校教育、社会教育、文化行政合わせて充実をさせ、文教のまちの継承と教育的風土の実現に努めてまいります。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

学校教育については、かなりいい状態で、いい方向に進んでいるのではないかというふうに私は捉えております。不登校、大きな課題であった不登校も、問題もかなり改善されてきていますし、ふるさとを思う心を育てるふるさと教育、これなんかも非常にいい取り組みで、身近で子供達が、私たちのところへ取材に来て、ふるさとを知ろうというようなこともうかがえるわけでございございます。

非常にうまく、いい方向に進んでいるんじゃないかなと思っております。それはやっぱり教育研究所の存在が非常に大きいと。やっぱり非常に難しい課題がたくさんある中で、やっぱり専門というか専属で探求していくと、研究していくという取り組みはなくてはならない取り組みでありますが、それも非常に

良い取り組みができた。スタッフの皆さんも非常に頑張ってくれておるというふうにも捉えております。

学校教育、やっぱり子供にとっては、学校は楽しいところでなくてはならないと、そういうことだと思っております。子供のアンケートの中で、学校は楽しいって言う生徒がどんどん増えてきておると。これは斗賀野小学校のほうで聞いた話なんですが、非常にいい傾向だなと思っております。

教育長の答弁にありました方針に沿ってですね、今後もますます頑張っていただきたいと思います。

次に社会教育についての施策についてお伺いします。

佐川は、文化サークルの数が多いのではないかと思っていましたが、かなり密度が高いようです。文教のまちが深く広く根差しているということでしょうか。さすが文教のまちというところでしょうか。文化サークルも多い、スポーツサークルの数も多いですが、町の施設の利用状況はいかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。施設の利用状況についてお答えをいたします。

令和6年度の社会教育施設の利用者数は延べ2万6,869名と、体育施設の利用者数は延べ10万478名となっております。

これはですね、全県的に調査をしたわけではないんですけども、比較的に報道で文化的な行事が盛んというように報道されている他の市の様子を見ておりますのにですね、私も実はボランティアで一部お世話をさせていただいてるんですけど、明らかにこちらのほうが密度が高いと、熱氣があるというふうに思います。これは感触ですけれども。

ただ油断できないのはですね、文化推進協議会のサークルの数と登録者数が、平成30年に29団体354名ありましたところが、昨年度25団体で252名と少し減少傾向があります。

片やですね、この高知大学の出前講座は盛況ですし、演劇講座の延べ参加が960名と、サクスフォーンの講座の参加数が延べ400名とかいうようにですね、桜座でやりましたこの自主的な桜座の事業としての、講座あたりの参加はなかなか盛んと。こういうところがありますので、この文化を愛好する皆さんですね、思いを十分しんしゃくをしながら、これを生かす方向でよく分析をしてですね、丁寧にてこ入れをしていかなくてはならないと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

私も感触でしたが、今数字もお聞かせいただきましたが、多くの人が本当にいろんな形で仲間とともに、文化、スポーツに親しんでいるということをお聞きしました。

スポーツサークルで気づくのは、私が実際に気づくのは、斗賀野小学校の体育館では毎晩のように明かりがついています。バスケットボールとかやっているようです。他のところでも若者でなくとも親しめるラージボールの卓球や、スカッシュバレー、ペタンク、グランドゴルフ、いろんな競技に親しんでいます。競技の向上だけでなく、その中から町民の絆も生まれてくると思います。

もちろん、健康やフレイルの予防にもなりますし、楽しみの中から絆の醸成、健康増進、フレイル予防、それぞれのサークルにそういうことをしてくれていることに対して拍手を送りたいです。そういうサークルの中からの絆もまた、いざというときに非常に底力を発揮してくれるんではないかということも感じておるところでございます。

ここで同じことを言いますが、佐川町はよい町です。子供から大人まで教育文化、文教のまちを柱としたまちづくりを進めていく。佐川のまちづくりは教育文化を柱としていくと。そういう考え方については、町長いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

森議員のご質問にお答えをしさせていただきます。

やはり、先ほどから答えさせていただきておりますが、本当に佐川町いい町として、住民力もすごく上がってきていると思ってますのでこれからもですね、そういった力、地域の力も活用しながら佐川町を盛り上げていかなければならないという考え方でございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

本当に人がまちをつくる、教育が将来の佐川町をつくっていくということありますので、やはり文教のまちを柱としたまちづくりをしていくことは、佐川町らしさを発揮していくことであると私は考えております。

次に、若者の定住についてお伺いします。

若者の定住課題と対策はどのようなものがあるでしょうか。お願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えします。

若者の定住課題としては、一般的に安定した収入を得られるか、将来的に望む生活スタイルを叶えるくらいの収入が得られるかといった経済的要因や、専門職等の仕事の多様性がありますので、そういったことを踏まえて望む仕事があるかといった雇用機会の問題。

都市部での多様な文化やライフスタイルへの憧れ、柔軟な働き方やレジャーの有無といったライフスタイルの選択の問題。

地域コミュニティへの参加意識の低下といった社会的な関係。

交通、通信の充実度や教育医療などのサービスのインフラ整備の問題、といったような内容が考えられると思います。その中には、雇用や収入、都市部での生活への憧れといった、高知県や佐川町のような中山間地域ではなかなか解決が難しい課題もあります。

しかしながら、町内の小中学校で取り組まれてきたふるさと教育は、子供たちのふるさと愛やふるさとへの意識に効果が現れていますし、雇用や仕事の仕方、インフラの整備など、町で取り組んだり集落活動センターでの地域コミュニティ維持への取り組みなど、地域の皆さんと力を合わせて取り組むことで、少しづつでも課題の解決につながっていくものがあると考えております。また、定住先の選択には家族や友人の影響が大きな役割を果たすとも言われています。

令和6年度からは高知県人口減少対策総合交付金の移住定住促進強化事業で、プロモーション強化事業や子育て世帯等移住定住促進給付金等の交付にも取り組んでおります。

そういった事業の中で、町外の方だけではなく、住民の皆様にも佐川町の住みやすさ、魅力が伝えられるよう取り組みを進めておりますし、子育て世帯への住宅取得に対する支援も実施しております。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

はい。

やっぱり働く収入、経済面、非常に大事では当然あると思います。それに先ほど言われたようにこれに関してはですね、佐川町単独ではなかなか解決できない課題ではあると思います。

佐川町でやっぱり定住ということは、佐川町で子育てをしたいということに

なるかと思いますが、そう思ってもらうには、先ほど言いました経済の問題もありますが、大きな要素としてですね、教育環境の充実があると思います。そこで、若者は文化、教育レベルの高い佐川町を選ぶということになりはしないかと私は思います。

この定住というのは、よそから来てもらうというだけの定住ではなくて、今、佐川の子供たちが、将来、定住するということの思いが私のはうは強いわけでございますが、佐川町には文化教育レベルの高いという力があります。私はどうしても佐川で仕事がなければ、職場がなければならぬということは思っていません。住むところであって良いと思っております。ただ、産業はあったほうが良いとは思います。佐川の、では佐川の産業は何かっていうとやっぱり農業であると思います。

その農業の施策はどうかということを見てみるとですね、農業施策は国、県、町合わせてかなり充実していると思います。私はそこそこ上等であると。農業者、就農する人はやる気でやれば、私は必ず成功するというふうに考えております。ただ育成指導は、これは非常に重要な課題であります。

若者の定住には働く場所と優良な住宅の提供は大きな課題ですが、佐川町はですね、働く場と優良な住宅、すぐに手に入る、そういうものは、なかなか簡単にはいきませんが、他のものはほぼ足りていると思います。

人口減少と若物の定住問題はなかなか難しい課題ですが、私は今、町に住んでいる人の満足度がですね、高くないと若者は定住しないと思っております。先ほど、まちづくりの課長からありましたように、家族や友人の勧めってありましたまが、家族や友人の満足度が高くないと、来いやっては言えないと思います。住んでいる人の満足度を高めることが一番大事なことだと思っています。

地元に住んでる人の満足度が高くないと、若者は定住しません。様々な経済的な直接支援も必要でしょうが、一番大事なのは、住む人の幸福度の高さではないかと思います。これからまちづくり、これからのまちづくり、町民の幸福度を上げていかなければならぬと思います。

それでですね、ちょっと質問で抜かっておりましたが、農業振興の件についてですね、直接、産業振興課長のほうではないかもしませんが、その稲作の件ですね、農地の維持ですが、このことは地域の大きな課題です。

集落活動センターは地域の人が住みよい地域づくりの拠点としてですね、地域の人とともに課題解決に当たるために設置されておるわけです。これは先ほどのまちづくり課長からもありましたが、これがミッションと思うわけでございます。

地域の農地をどう守るか、これも坂本議員からありましたように大きな課題

です。このミッションを行政が必要と思うならば、それぞれの担当がですね、熱意を持って地域の人と何をどうすればを考え、行動につなげていかなければ、農業振興、その稲作の面ですね。やっぱり産業振興課だけで、例えば人が足りないと。けど地域の課題であるので、まちづくりのほうに、集落活動センターに集落支援員がおるよと、ともになって集落の課題であれば、考えて対処していけばいいのではないかというふうに思います。

熱意を持って、地域の人と何をどうすればを考え、行動に移していくべきですね、やる気でやれば必ず私はこれも成功すると思います。人と組織の育成指導が肝心だと思っております。

戻りますが、地元に住んでいる人の満足度が高くないと、若者は定住しないと。一番大事なのは住む人の幸福度を高めることではないかと思います。

これからまちづくり、町民の幸福度をますます上げていただきたいと思います。町長、答弁をお願いします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず幸福度とはですね、単に物質的な豊かさだけではなく、心の豊かさや人とのつながり、安心して暮らせる生活環境、多面的な要素から成り立つものであって、持続可能なまちづくりにとって極めて重要な視点であると認識しております。

佐川町では、町民一人一人がこの町に住んでよかったです、これからも住み続けたいと思える町を目指して、いろいろな取り組みも実施をさせていただいております。

そしてですね、これらの、ありますし、これからやはり住民の皆さんの幸福度を上げていくということは、若者定住にもつながってきますし、他、全国的にも広がっていくんじゃないかなと思っておりますので、佐川町の魅力をこれからも十分に出させていただいて、PRして、幸福度につながるような施策もやっていかなければならぬと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

いろいろ質問をさせていただきましたが、まちづくりは人だと思っております。人を育て、人を生かして、人をつなげていく。そして楽しく課題に取り組む。そうすれば、必ず明るい未来は開けると思います。必ずや、佐川町の未来

は明るいと思っております。

以上で、私の議員生活最後の質問を終わります。4期16年、議員をやらせていただいて、皆さんとともにまちづくりに関わられたことを、本当によかったですと感謝しています。本当にありがとうございました。皆様方のご健闘をお祈りします。以上で終わります。

議長（松浦隆起君）

以上で10番、森正彦君の一般質問を終わります。

10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 10時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き1番、齋藤光君の発言を許します。

齋藤君。

1番（齋藤光君）

1番議員、齋藤光です。今回、任期中最後の一般質問をさせていただきます。執行部の皆様、どうかよろしくお願ひいたします。

まず、道の駅の不明金についての質問をさせていただきます。

佐川町の玄関口として観光や交流の拠点として親しまれている、「まきのさんの道の駅・佐川」において、不明金が発生し、元職員による横領事件として報道されました。町民にとって大切な施設である道の駅でこのような不祥事が起きたことに、不安と不信の声をいただくこともありました。

この件については、以前も議会で質問させていただきました。その時は、「警察の捜査が続いている、現時点で詳細を把握できていない。裁判の行方を見守り、財団としては、弁護士と相談しながら回収に取り組む。」という答弁がありました。

しかし、事件発覚から時間が経過する中で、町民としては結局どうなったのか。依然として気になるところであり、町としても現状をしっかりと示す必要があると私は考えています。

議会初日の行政報告でも言及がありましたので、重なる部分があると思いますが、改めてお聞かせいただきたいと思います。

まず最初に、道の駅横領事件について、事件の進展や現在の状況はどうなっているのかをお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

おはようございます。齋藤議員のご質問にお答えをします。

まず、道の駅での横領事件があったということで皆様にご心配をおかけしましたことを改めてお詫びを申し上げます。

今現在の状況ということですけども、冒頭、議会、行政報告でも町長のほうから報告をさせていただいたとおり、今現在は裁判の判決を待っているところとなってございます。大きな進展としましては、元職員、業務上横領を起こした元職員との間に示談が成立しているということです。

この示談を交わすに当たりましては、元職員が被害額全額の横領を認めていること、それから被害額全額の返済を確約していること、あと連帯保証人などが設定をされていたということなどから、示談を交わすということにさせていただきました。

今後は判決を待った後、被害額の回収に向けて取り組んでいきたいと考えております。現在の状況は以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

示談が成立しているということをお話をさせていただきました。

この後、不明金回収の見通しについてお聞きしようと思ったんですが、それも被害額全額の返済を確約していて連帯保証人が設定されている、ということを今、言及していただきました。その上で、その不明金の回収について、本当に回収できるのかというところが少し疑問があるんですけれども、佐川町としては連帯保証人であるとかで、回収の見通しが立つということを判断したのでしょうか。そこら辺をまずお答えお願いします。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。

裁判の中で示談を交わすに当たりまして、繰り返しになりますけども、まず被害額全額の横領を相手方が認めているというところ。それから全額の返済を確約をしているということ。加えて連帯保証人ということが設定をされているということで、財団としましてはこれで回収が可能と判断をしております。以

上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。

ちなみにですけれども、不明金の総額は幾らになったのでしょうか。お答え
お願いします。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

お答えをします。

被害額総額につきましては約850万円、846万5,926円となっております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

はい。ありがとうございます。

今、不明金回収についてお答えをいただきました。不明金の回収も重要なポイントなのですが、それ以上に町民が気にしているのは、やはり同じようなことが二度と起こらないのかという点も重要だと考えております。

現金管理や会計処理の仕組み、チェック体制に不備があったのではないかと思ってしまいますが、町として、そして運営する財団として、どのように再発防止に取り組んでいるのかを示すことが、町民の信頼回復につながると私は考えております。

そこで伺います。今回の事件を受けて、管理体制のどの部分に問題があったと認識しているのか。そして再発防止に向けて、具体的にどのような改善策を講じているのかお聞かせください。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをします。

まず原因ということですけども、先日行われました高知地方裁判所の公判で、検察官の意見をお借りすれば、まず売上金の管理を全て任せられていた元職員の犯行であったということ。それからその職員は、元職員は売上金の財団法人の銀行口座に預金をするという立場も兼ねていたというところにあります。

そこで元職員が現金を持ち出したというところが、最大の、うちが管理がで
きていなかった部分だろうと考えています。

今、道の駅は、事件以降は全て入出金につきましては、計数機器というものを強化をして、そういう現金を持ち出すとかいうことがないような管理体制を徹底をしております。以上です。

議長（松浦隆起君）

斎藤君。

1番（斎藤光君）

はい。ありがとうございます。

検察官の言葉から、現金の管理を任せていたという点と、今後の管理でい
うと現金の持ち出せないようにしていくという対応をお話いただきました。

今まで、私はこの事件について質問してきましたが、町民に向けた情報公開
がされていれば、私は必要ない質問だったと感じております。

一般社団法人しあわせづくり佐川の運営する道の駅で起きた事件ですが、佐
川町が100%出資している組織ですので、町としてどのように情報を整理し、
町民に向けて提供しているのか、そこは重要だと考えております。

そこでお伺いいたします。

道の駅不明金事件について、これまで町民に向けてどのような情報提供を行
ってきたのか。また今後、町民の方々の不信感を取り除き、安心していただく
ための取り組みをどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

はい。お答えいたします。

これまでの住民の皆さんへの説明ということですけども、事件発覚以降、そ
れぞれ直近の議会におきましては、町長のほうより行政報告をさせていただき
ましたし、今回の行政報告でも、現在の状況を報告をさせていただいておりま
す。これが一番住民の方への報告になろうかと考えております。

今後どのようにということですけども、これまで同様に、事件の判決があれ
ば、また当然、新聞の報道もあるかもしれませんし、また、なお行政報告など
で皆さんに周知をしていきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

斎藤君。

1番（斎藤光君）

はい。ありがとうございます。

行政報告で町民の方々に伝えているということをお話をいただきました。

この件の質問に関しては、私からは、不明金の回収が無事に済むこと。それと、もう二度とこのような事件が起こらないことを願いまして、この項の質問を終わらして、次の質問に移りたいと思います。

次に総合計画についての質問をしていきます。

総合計画とは、地方自治体の将来を示す自治体行政の最上位に位置する計画だと認識しております。佐川町にとっても、最上位にくる計画であり、町の未来を描く大切なものだと思いますが、実際にどこまで町の事業に生かされているのか。町民にはわかりにくい部分もあります。

そこで、この総合計画を作る意義は何なのか。そして最上位計画として本当に実効性があるのか、意義と実効性について佐川町の考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

斎藤議員のご質問にお答えいたします。

総合計画は町の最上位計画として、町の将来像を明確にし、町の施策全般を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針となるものになります。

実効性につきましては、計画に位置付けられた施策を各課局で年度当初に組織目標の主要施策として取り入れ、課題の把握や重点目標の設定を行い、各課局内で共有したうえで実行しております。

また、年度ごとに、それぞれの組織内で総合計画に基づく各事業について進捗管理を行い、その結果を次年度以降の施策や行動に反映することで、計画が着実に推進できるように取り組んでおります。

議長（松浦隆起君）

斎藤君。

1番（斎藤光君）

お答えありがとうございます。

意義と実効性について確認させていただきました。

第5次総合計画期間が残りわずかとなり、今は第6次総合計画策定が進められていますが、10年間取り組んだ計画ですので、どんな成果があったのか。

また逆に、どこが課題として残ったのかを伝える必要があるとも思っております。

第5次総合計画の中で特にうまくいった取り組みや成果、そして課題が残った部分はどこだと考えているのかお聞かせください。昨日の橋元議員の答弁と

重なる部分もあるかと思いますがよろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

第5次総合計画の現行の総合計画の取り組みにつきましては、7つの分野ごとに評価を行いました。

成果があったものといたしましては、1つは教育分野が挙げられます。ふるさと教育の推進により、子供たちの郷土への愛着が生まれるとともに、町内小中学校における学力の向上や不登校の減少といった効果が見られます。

また、観光振興と情報発信の分野も成果が上がった分野として挙げられます。令和5年4月から放送されました、NHKの連続テレビ小説「らんまん」の放送の影響もあり、本町が植物のまちとして全国的に広く知られるようになりました。それに伴い、観光客の受け入れ体制や環境整備が進み、多くの方々に訪れていただいております。

また、まきのさんの道の駅や佐川おもちゃ美術館の開業により、幅広い年代が年間を通じて楽しめる環境が整いました。

加えて、バイカオウレン群生地への住民主体の活動が進むなど、住民同士のつながりの活性化や地域発の観光コンテンツも広がりを見せました。

課題といたしましては、産業と仕事の分野におきまして、林業の自伐型林業支援や農業への各種支援など、産業振興に取り組んでまいりました。しかしながら、担い手不足や後継者問題による耕作放棄地の増加、商工業の事業者の減少などの課題があり、引き続き取り組みが必要と考えられます。

近年では職業選択や多様な働き方など、仕事に対する意識の変化もあり、そういう変化に柔軟に対応できるよう、町や商工会など関係機関と連携して取り組むことが必要となっております。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

ありがとうございます。

今、取り組みや成果、課題などをお答えいただきました。

第5次総合計画では、中間報告が公開されています。この第5次総合計画の10年の結果、最終報告についても公開し、町民への見える化を進めていく考えがあるのかどうか、そこもお聞かせください。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えします。

最終報告につきましては、次期総合計画が策定される前に町民の皆様にもご覧いただけるよう、ホームページ等で公開をする予定です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

第5次総合計画の最終報告は、ホームページなどで公開するということを今お聞きいたしました。

佐川町の最上位計画である総合計画ですが、この総合計画が町の職員の間でどのように共有され、どのように認識されているのかをお聞かせいただきたいと思います。

皆さんご存じのとおり、総合計画の策定は、今、法律上の義務ではなく、全国の自治体のうち、およそ1割は総合計画自体を策定していないと言われております。その理由の1つに、計画の形骸化があります。つまり計画を作ったものの、実際の行政運営や職員の意識に生かされず、形だけになってしまふという懸念です。

そこでお伺いいたします。

佐川町における総合計画は形骸化されることなく運用されているのか、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

職員間での共有につきましては、先ほど申しましたとおり組織目標を設定時に共有、確認するとともに、職員の人事評価における目標設定において、各自の職務が総合計画のどの部分と関わっているのかを確認し、目標を設定するなど、職員一人一人が総合計画の実現に向け、具体的かつ計画的な行動につながる仕組みとなっております。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

はい。ありがとうございます。

人事評価につながっており、職員一人一人の計画に入っているということで

すが、職員が日常業務で総合計画を参照して使っているということで間違いないでしようか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

総合計画は大きな計画ですので、各個人の日常の業務と直接、関わりは持つことは少ないとは思いますが、業務を進める中で方向性とかの確認については総合計画を参照していくことになると思います。

議長（松浦隆起君）

斎藤君。

1番（斎藤光君）

はい。ありがとうございます。

大きな方針として目安となるものが総合計画であるということを確認させていただきました。

そこで、次期総合計画の進捗状況になりますが、令和7年度、委託料が924万円、令和6年度の委託料653万円が総合計画の策定委託料として計上されておりますが、それぞれの委託料は、どのような業務に、具体的にどのような業務に使われているのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

第6次総合計画の策定にかかる費用は委託料、契約額になりますが令和6年度653万4千円、令和7年度899万8千円。合計1,553万2千円となっております。

業務の内訳になりますが、令和6年度が住民アンケート調査、対象は住民が1千件程度、中高生が430件程度になります。の実施及び報告書の作成、ワークショップ計8回の実施、人口推計の実施等になっております。

令和7年度は、5地区5回のワークショップの実施、現行計画の検証評価、次期総合計画及び総合戦略の素案の作成、次期総合計画の印刷製本等となっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

斎藤君。

1番（斎藤光君）

ただいま、アンケート調査、ワークショップ等のお話が出ましたが、町民参加のその意見をどう反映していくのかというところも、私は総合計画策定につ

いて気になるところであります。

町民ワークショップの参加人数とアンケートの集計結果などは、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

ワークショップとアンケート調査の参加人数、集計結果をどのように分析して計画に反映していくかとしているのか、町としての考え方をお聞かせください。集計結果と考えですね、お願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ワークショップの参加者は令和6年度が166名、令和7年度が72名となっています。

アンケートのご意見につきましては、10年前の結果と比較しながら、各分野ごとの満足度や変化の傾向を把握することで、現行計画の取り組み状況を評価分析しております。これにより、どの施策が成果を上げているか、またどの分野で課題が残っているかを具体的に確認してまいります。

また、ワークショップでいただいた町民の皆様の意見や提案につきましては、分野ごとに整理分類を行い、課題やニーズを抽出し、町の将来像や施策検討に反映させていきたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

はい、お答えありがとうございます。

私自身も令和7年度の8月のワークショップに参加いたしました。そこでは、10名の、私を入れて10名の参加でした。10名のうち4人が議員でした。となると、住民が6名の佐川地区のワークショップの参加の様子だったんですけども。ワークショップの参加人数についての、今回の考えは、今年度72名、6年度が166名ということで減っておりますが、そこについてはどうお考えでしょうか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

1回の実施するワークショップの参加者数は今年度、減少しております。昨年度につきましては、出欠をいただいて実施しております。ですが今回は出欠をいただかず実施いたしました。

また、出欠をいただかない関係で、自治会長さんとかにお願いした部分の、

来ていただく参加の呼びかけというものを実施しておりません。

また、6年度実施しましたが、なかなかワークショップという形に慣れないとか、苦手だというお声もいただきまして、1回参加したけれども、ちょっと苦手だからということで来ていただけなかつた部分もあるのではないかなと思いますので、その点につきましてはアンケート等でいただいたお声を大切にしていきたいと思っております。

また今年度につきましては、ワークショップの回数を1回減らしておりますので、その分も減少につながっているのではないかと考えております。

議長（松浦隆起君）

斎藤君。

1番（斎藤光君）

はい。ありがとうございます。

去年度より人数が減ってるのは、ワークショップ自体の回数が2回から減ってるということ。そして減った人数に関しては、アンケートを大切にして住民の声を取り入れていくという考えをお聞きしました。

次に、佐川町の将来を考える上で、私は産業振興は欠かせない柱であると考えております。特に農業は、地域経済と雇用を支える佐川町の基幹産業であり、自伐型林業は、持続可能な山づくりと環境保全への取り組みとして注目されています。

さらに人口減少対策として、移住定住の促進は今後のまちの活力を左右する重要な課題だと、これも移住定住の政策も重要課題だと私は認識しております。

こうした産業振興や人口減少対策の方向性は単なる個別事業ではなく、町の最上位計画である総合計画にしっかりと位置づけることで、関係部局の連携や町民の理解を得ながら進めていけるものと考えます。

そこでお伺いいたします。

産業振興、とりわけ農業と自伐型林業の推進、そして人口減少対策としての移住定住促進について、総合計画に明確に記載し、町の重点施策として進めていく必要があると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。斎藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

次期の第6次総合計画につきましては、6つの分野を予定しております。教育、健康と福祉、産業と観光、安心と安全、まちづくり、そして行財政の6つの分野を予定しております、各分野の施策につきましては今後、順次検討を

進めていくこととなっております。

まず産業の分野では先ほどまちづくり推進課長のほうからもお答えをさせていただいた部分と重なりますが、第5次総合計画の評価においても、担い手不足や耕作放棄地の問題など課題が上がっており、引き続き取り組む必要があると考えているところでございます。

産業、観光分野の施策の中で農業や林業についても明記し、齋藤議員の言わされたとおり、最重要を施策の1つとして取り組んでいきたいと考えております。

またですね、これから町の存続にとっても、いろいろ総合計画は重要な課題であることは認識をしております。

重点的な取り組みとしまして、まちづくりの分野の中に位置付け、移住定住、少子化対策など、効果的に事業を進めてまちの活性化につなげていきたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

ありがとうございました。

町長としても、重点的な施策として町として考えていくというお言葉をいただきました。ありがとうございます。

次に、林業施策について質問に移っていきたいと思います。

先ほども総合計画において質問させていただきましたが、今度は、より詳しく佐川の林業、自伐型林業についてお聞きをしていきます。

佐川町の森林面積は約7割、植林面積となるのは全体の半分、5割ほどが町面積の約半分になるのが植林地となっております。

この植林地を生かしていくことは、佐川町の成長戦略に極めて重要だと私は考えておりますが、佐川町の林業、特に自伐型林業の存在意義についてどう考えているか改めてお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは齋藤議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、当町の森林面積は約7割、森林の約7割が植林ということですので、町面積の約半分が、先人が大切に植えて育ててきたヒノキや杉といった人工林ということになっております。

10年ほど前までは、積極的に林業政策には取り組んでおりませんでしたので、森林整備が進まないことから放置林が多くなっておりました。

先人が大切にしていた山林で、少しでも多くの雇用を作ろうということで、自伐型林業に取り組みを始め、地方創生総合戦略の基本目標の1つとして、自伐型林業を核とした雇用の創出を掲げ、取り組み後は積極的な施策展開を推進しているところでございます。

自伐型林業を推進することにより、適切な森林整備が行われる山林が増えることで、森林の持つ多面的機能の回復や、それと同時に状態の良い木を残すことで、将来的には山の価値が上がることにもつながっていくと考えております。また、山林で仕事が生まれることで、林業をなりわいとしたい人の移住にもつながると考えております。

これまでに地域おこし協力隊で林業の協力体制で着任してきた人のうち、今、林業をやっていない方も含みますが、任期満了者のうち21人が今日時点で町内に定住をしてくれております。

また、サカワークの中でも自伐型林業が掲載されており、小学生の頃から林業について知る機会にもなっているかと思いますので、今後、若い世代の職業の選択肢の1つとして、林業が選ばれて定住にもつながっていけばいいというところで考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

自伐型林業の意義について、お答えいただきました。

特に雇用の創出、移住定住だけではなく、適切な森林整備が行われることで、森林の持つ多面的機能回復、山の価値が上がる、そういう面も林業に含まれているということをお答えいただきました。

現在、佐川町での搬出間伐補助金は、3割間伐で18万3千円、ヘクタール当たり。2割間伐で12万2千円、ヘクタール当たり。林業も物価高騰を受け、燃料代を含む経費は増大していますが、木材の価格は変化は横ばい、または微減となっております。

またこのような搬出間伐、山の価値を上げていくような定性間伐が1日どれくらい進むかという話ですが、大体1人区で、0.05ヘクタールから0.1ヘクタールと言われています。つまり、1ヘクタール終わらせるのに10人区から20人区かかるということです。

急傾斜や、先ほど言ったような間伐遅れの山。本数が多ければ多いほど作業効率は落ちます。仮に20人区かかったとして、2割間伐で12万2千円なので、1日あたり6千円。3割間伐でも1日あたり9千円。これが、これから経費が

抜かれるわけなので、非常に金額的には厳しい補助金制度だと私は考えております。

仁淀川町は1ヘクタール当たり22万円の補助を出しております。佐川町の地域おこし協力隊を卒業し、先ほど課長もおっしゃっていましたが林業を始めた移住者たちも、収入面での難しさから林業から離れてしまうケースも出てきていると私の耳には入ってきております。

このようなことから、もう一度補助金額または補助要件の見直しを考えていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

林業に従事されている自伐林家の皆様において、施業にかかる経費が昨今の物価高騰により影響を受けていることは十分に認識をしております。

議員がおっしゃっているとおり、近隣の自治体では搬出間伐1ヘクタール当たり22万円を補助していることもございます。

ただ、搬出間伐は作業道の開設補助金とセットで実施するものだと考えております。作業道の開設の補助金と搬出間伐の補助金を合わせると、佐川町が推進する幅員2メートル程度の作業道による搬出間伐を実施する場合の補助金の合計は、近隣の自治体よりも手厚い支援額となっておりますので、現段階ですぐに増額というところは考えておりません。

ただ現在、当町に定住して林業に携わっていただいている林業家だけでなく、これから協力隊を任期満了し、定住を考えている方が佐川町で林業を続けていくように、他の市町村の情報収集や、また現場で作業をされている方のご意見もいただきながら、必要に応じて補助事業も含めた支援策の改善等には取り組んでいきたいというところでは考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

今、お答えいただいたように、手厚い支援額となっているということですが、実際に厳しいというのも確かだということを理解していただきたいと思います。

これから情報収集や他市町村の情報収集や、現場の作業されている方の意見も聞いてくださるということなので、それを進めて改善等につなげていただけたらなと思います。

また、林業の補助金は1ヘクタール幾らというものが多いため、一口に1ヘクタールと言っても、傾斜の緩い1ヘクタールと、急傾斜の1ヘクタールは作業にかかる労力と時間が全く違います。こうした傾斜を勘案した補助金の考え方などは導入できないでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

確かに山の面積、登記面積には傾斜が考慮されておらず、水平面積によって計算をされている面積となっております。

議員がおっしゃるように傾斜がきつくなれば、現場で整備する必要な面積というのは、傾斜がきつい分広くなります。また傾斜がきつくなるほど作業効率が落ちることも理解はできます。

現在、佐川町の補助制度には傾斜の考慮はありませんが、今後、傾斜を反映させるとしても、現時点ではどのような方法が整備面積や作業効率の差を是正する良い方法なのかというところが、現状ではちょっとわかりませんので、そういうところも情報収集しながらですね、今後、検討の1つとして考えていきたいと思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

1番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

現場で作業されている方、佐川町の森林整備を進めていくためにも、フェアで持続可能な補助制度の検討を、今後考えていただくことをお願いいたします。今回の質問を終わらせていただきます。

大東建託の住みたい街ランキング2025<高知県版>において、1位は高知市、2位は佐川町となっております。3位はいの町でした。先ほど森議員がおっしゃっていましたが、佐川町は、いい町です。私はそれに本当に同意いたします。

この大東建託のリサーチによりますと、静けさ・治安、親しみやすさ、物価・家賃、この3つの因子で2位に輝いたという背景でした。

佐川町には、とても強みがあると思います。しかしながら、誰しも自分の強みというのは意外とわからないもので、いろんな角度から佐川町を見て、強みを磨いていくことが非常に重要だと思っております。

私は、初めて議員になって4年間、執行部の方々に様々な一般質問をさせて

いただきました。執行部の方々は限られた予算と人的リソースの中で、大変な中、ご答弁いただきました。大変感謝しております。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、1番、齋藤光君の一般質問を終わります。

引き続き12番、岡村統正君の発言を許します。

岡村君。

12番（岡村統正君）

議席番号12番の岡村統正でございます。

今、定例会は、私にとって5期目の最終の一般質問でございます。執行部の皆様方の的確なるご答弁をよろしくお願いをいたしたいと思います。

まず初めにですね、避難所についての質問に入らせていただきます。

各地区の学校の体育館、そして校舎、これが避難所に指定されているが、その運営は各地区の自主防災組織に任せられていると思いますけれども。備品として貯蔵されている消費期限のあるものは、当然、定期的に交換をしていることと思われますけれども、その他のものについてはですね、定期的に点検をされているのかをお聞かせ願いたいと思います。

まず、発電機の燃料はですね、ガソリンではなくてLPGガスですけれども、これは10キロボンベを設置されていると思いますけれども、当然、定期的にエンジン始動を点検等していればですね、ガスの減少があると思われます。ガスの残量がですね、満タンで例えば連続でエンジンを動かしていくと、3日くらいもちますかね、これ私の勘ですけども。点検等で減少していれば、例えば7割ぐらいになっておれば、南海トラフのような大きな災害のときではですね、全く3日では、3日もたないというふうなことが考えられます。

また、その補給にはですね、全県下的に起きるような災害ですので、何日かかるかわからない、補給には。そういう燃料切れの恐れがあることからですね、どのような対策を考えられているのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

岡村議員の質問にお答えします。

ガスにつきましてはですね、決まったルールはありません。訓練のときに確認し、少なくなったら充填とするという形に、取り扱いになっております。

しかしながらですね、確認が抜かるとかですね、あってですね、有事の際にガスがなかったということがあってはなりませんので、今後につきましては、

訓練時もしくは点検時に必ず確認して、必要に応じて補充をするように徹底し、適切な管理に努めてまいりたいと思います。

また、ガスの量につきましても、再度、必要な量というのを確認してですね、適切に配置するようにさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

私が先ほど3日しかもたないんでしょうと、連続運転で満タンにしていて夏場であれば、当然、避難所では扇風機等を使う。そして冬場であれば、電気ストーブが使うかもしれない、いうようなことで、消費電力がものすごく上がってくるんじゃないかなということであれば、当然その消費量というものが大きくなってくる。

大きな災害が起きたときにはその補充ができないということであれば、それに対する対策というものは、いかが考えているかお聞かせ願いたい。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

ガスの適切な量につきましてはですね、先ほどお答えしましたように確認をさせていただきたいと思います。有事の際のガス、足りなくなった場合のことですけれども、基本的にはですね、倒壊家屋にLPGガスがあるという前提ですね、倒壊家屋からガスを借りてくるというようなことで避難、災害時を乗り切るような想定をしてさせていただいております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

そうですね、もうその近所の、避難所の近所の倒壊家屋から借りる。果たしてそれが可能かどうかって、ちょっと心配をするところでありますけれども、緊急の時には致し方のない処置かなというふうには私、個人的には思います。何しろ避難所というところは、住民にとって大事なよりどころでありますから、そういうことのないようなことも、しっかりと対策を考えていただきたいと思います。

その他にですね、最初に言ったような交換をしているものの備品については、やっているということですが、その他についてですね、点検、あるいは交換というようなことはやっているのかということを、今一度お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

指定避難所に整備されている備品につきましては、これまで地域の皆様との避難所運営訓練や、職員が年1回開催する応急期対策訓練の場において、動作確認を実施しております。

また、点検箇所が多い発電機等につきましては、令和6年度に4か所の避難所の発電機について、専門業者に依頼し、メンテナンスを実施させていただいております。本年度につきましても、残りの避難所の発電機についてメンテナンスを進める予定です。

今後も引き続き、訓練等の機会を活用して、備品の動作確認を実施するとともに、必要に応じて適宜メンテナンスを行い、有事の際に避難所運営に支障が出ることのないように、適切な管理に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

ぜひですね、そういうことで今後においても手の抜かりのないようにしていただきたいというふうにお願いします。

それからですね、この避難所に備蓄品を整備されてから約10年ぐらいは経っていることだと思いますけれども、近年の全国の避難所においてはですね、個人のプライバシーを守らなければならないことからも、その対策をですね、していかなければならないと考えるところであります。

この中に段ボールのパーテーションがありますけれども、これは高さが約90センチと低いことからですね、簡単に中を覗き見られると考えられるところですけれども。

確かに避難者の健康状態とか、あるいは大丈夫かなというふうな管理はするのには、低くてそれはもう便利でしょう。しかしながら、中がですね、立てつた状態で丸見えに見えるということは、今の避難所の現状、全国のほうを見てみてもですね、個人的なプライバシーは守られてないというふうに考えるところであります。

現状ですね、プライバシーに配慮している十分な高さと認識をされているのか、それをまずお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

繰り返しになりますけれども、避難所に整備しておる段ボールパーテーションにつきましては、間仕切りの高さが90センチとなっておって、立ち上がったときに隣のスペースが見えてしまうなど、プライバシーの確保の観点からは課題はあると考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

高さにそれはもう90センチは完全に私は低いと思う。せめてですね、160センチぐらいあれば、150センチでも十分だと思います。大体私の胸の高さぐらいがベストかなというふうに思うところであります。

先ほども申し上げましたように、10年近くが経っている。その時はそれでもよかったです。全くパーテーションのないような避難所がもう全国的にあったことから、これを導入したということが考えられるところでありますけれども、それから約10年ぐらい経った。新しいものがどんどん出てきていることですね、近年ではですね、プライバシーに配慮したパーテーションもあります。

避難所に、避難してきた方においてはですね、大変精神的な不安定な気持ちの中でですね、気を使いながら過ごしているようなことになっているわけでございまして、少しでも心の負担軽減の面からもですね、個人のプライバシーを考えてやらなければならないというふうに考えるところであります。

今後ですね、プライバシーに対応したパーテーションを今後、費用もかかることですけれども、取り入れていくようにしていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

プライバシーの確保の観点からはですね、課題があるように思っております。仕切りを高くしてですね、隣が、先ほどおっしゃられたように仕切りを高くして隣が見えないようにしたり、テントのように空間全体を覆う形式にする場合にはですね、犯罪面や安全部によるリスクが増加する懸念がありますし、特に夏場、熱がこもって間仕切りの中の居住性が低下してしまうというような問題

も発生をします。

どういったものですね、プライバシーとか安全性、居住性を考えて、どういったものがいいのかっていうのをですね、これから研究をしていきたいなどいうふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

大変、難しい問題とは思います。安全面とそしてプライバシー、両方の兼ね合いを考えていかなければならぬことであらうかと思いますけれども、どちらにウエートを置くか。プライバシーにウエート置くか、犯罪はそんなに頻繁に起こるもんではないというふうに思いますので、どちらにウエートを置くかということを考えながら今後に対応していただきたいと思います。

それとですね、また全国の避難所の備品に照らし合わして、今、佐川町の避難所にある、不足品というようなものがあるのかどうか。その辺はまた今後の課題とは思いますけれども、ぜひですね、そういうことも今後の備品に対応していただくように考えていくっていただきたいと思いますがどうでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

実際ですね、備品の中で、必要なもので足りないっていうものはあります。ありますのですね、それにつきましては今後、整備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

ぜひですね、前向きに避難所の備品についてはですね、熟慮しながら考えていくって欲しいというふうに思います。

この質問は以上で、避難所に関する質問は終わりたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

空き家対策についてはですね、6月議会で質問をさせていただきました。昨日にも関連した質問が西森議員、下川議員からもありましたけれども、私は向こう10年ぐらいですね、もういくつかの自治会が限界集落に、また消滅集落になると思われる事が、現実に起きるのではないかと思うところであります。

つまり、戸数の激減によりですね、自治会内でそれぞれの役割が組織的でできなくなる。自治会が崩壊する状況になるんじやないかというふうに、現実として起こることが予測されることあります。

私は6月議会の質問でこの限界集落に町外の方で田舎に住みたいと思っている希望者ですね、来てもらえるような環境を整えることにしてはどうかというような質問をしました。

限界集落になるであろう地区の空き家対策として、6月議会ではですね、家財道具の処分に、条件付きで処分費用補助金を出してはどうかというようなことをお伝えさせていただきましたが、このような空き家対策を考えてみてはどうでしようかと、確かに6月議会では申し上げたと思います。

その提案についてですね、ぜひ町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

空き家対策についてということでご質問いただきました。

これは西森議員の質問の内容と重なる、同じという答弁になりますが、議員ご指摘の役場の付近の空き家につきましてもですね、いろいろ空き家は点在しておりますが、所有者の情報を確認ですね、しっかりと空き家対策は実施していくかなければならないと思っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

確かに空き家対策は、全町的な考えのもとでやっていかなければならることは重々承知しておりますけれども、ただ私が申し上げるのは、やがて10年以内には限界集落になる可能性のある自治会が、現実に起きてくるであろうというふうに考えるところであります。

これは要するに自治会内でいろんな作業、あるいは催しといったことが全くできなくなるというふうなところに行くのが限界集落であります。それで消滅集落はもう完全に人がいなくなる、いうことが消滅集落であります。私の頭の中では1集落が消滅集落、この10年で消滅集落になるんじやないかというところの、自治会があるというふうに個人的には考えます。

こういった限界集落のほうに手を回すということも、この町政の一番の大事なことではないかというふうに考えるところでございますので、ぜひともです

ね、その空き家対策とひとくくりにせずに、そういういた自治体の中の限界集落になるであろう 10 年向こうの先を見通した、空き家対策というもんを考えていただきたいというふうに思います。今一度、町長の答弁をお願いします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えさせていただきます。

限界集落、消滅集落にならないためにもですね、森議員からもご質問がありましたが、やっぱり住民力でありますとか組織の団結、地域の皆さんのが協力し合うような体制づくりが必要だと思っておりますし、そういうふうにならないためにもですね、今、空き家の活用ということで取り組んでおりますので、そういう空き家を活用してですね、若い人たちが移住してくるような体制づくりで、地域を守って、限界集落のような形にならないような取り組みも必要になってくると思います。

やはり人がいなくなるっていうのは全国的にも人口減少、高知県特にですね、人口減少が続いている状況でございますので、それが佐川町としてもですね、一番の最重要課題でございますので、それに取り組む方法をですね、今後、空き家を含め、耕作放棄地でありますとか、いろんな面で取り組み、対応していくかなければならないということは十分認識しておりますので、また自治会等を含めた会議においてですね、情報共有をさせていただきながら、どうすればというような話もしていかなければならぬと思っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12 番（岡村統正君）

ぜひですね、そういういた取り組みを最重要課題として前向きに考えていただきたいと思います。

ここで 1 つの事例をちょっと紹介させていただきますけれども。今、尾川の奥のほうの、具体的に申し上げませんが、集落に高知市内から、上は中学 1 年生の女の子、そして下は小学校 5 年生の女の子の御一家が高知の市内から、田舎に住みたいということで今年の 4 月から転校して入ってきてます。両親のうちのお父さんは市内のほうで、当然仕事は市内です。そしてお母さんのほうも専門的な職業に就くために、そういういた専門学校にお母さんのほうは通っているというような家庭が今、奥のほうへ来ます。どういった理由でそこへ来たのかっていうと、やっぱり田舎暮らしが私はえいっていうことで来ていただ

いた。

こういうことが一番大事なことであって、そういった空き家の確保をですね、前回の6月議会ではですね、要するにその家財道具の処分の費用を何割負担するかって、それは条件って違いますよっていうことは申し上げました。いろんな条件をつけながら、そういったことも進めていくことで、呼び込みの1つの起爆剤になるんじゃないかなというふうに考えるところです。

こういったことからも、町長のご答弁の中で空き家対策、また地域対策、いうことを今後、考えていきたいというようなご答弁でございましたので、ぜひともですね、そういったことで空き家対策、限界集落対策、消滅集落のないように、ご努力をいただきたいと思います。

それで、この空き家対策においてはですね、以上で質問を終わらせていただきますけれども、もう1点。

倒壊のね、危険な建物がこれが、この大きな役場の前の大きな通りに1件あります。そしてもう1件は、屋根瓦が落下するんじゃないかなというふうに見えるところが1件あります。これちょっと写真を出してみてくれますか。

この家屋ですけれども、すでに屋根が抜けますね。そして2階の右の上のほうには木が生えています。ということは、2階の屋根も、もう抜けちゅうんじゃないかなというふうに見られるところですけども、現実として中は見たことございません。しかしながら、こういった建物が道のすぐ横にあるということは、いつ何どき通行しゅう車、あるいは歩行者、そして通学している学生等の頭の上に落ちてくるとか、車の上に落ちてくるとかいうようなことがあれば、大変なことでございます。

もう1件はですね、この家ですけれども、上のほうの軒瓦がもう落ちかけてます。この状態で、もし先ほど言ったような通行人、通行しゅう車、それで通行しゅう小学生、高校生の自転車とかね。そういった人たちの頭の上に落ちてくると大変なことになります。

当然これは個人の建物で、その時の事故の責任は、この家の持ち主の方になると思いますけれども、町民の安全を守ることは、役場の役割と思うことからですね。役場として何らかの対応をしておく必要があると思うところでございますけれども、この対応のお考えはどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

ご質問にお答えさせていただきます。

昨日の西森議員に対する回答と重複しますけれども、まずはですね、所有者

を特定してですね、写真等を添付して、ご近所の方、困っていることであるとかですね、これ税金がの関係もありますので、管理不全空き家あるいは特定空き家についての制度、場合によっては税金が上がりますというふうなお知らせ。それとともにですね、高知県が空き家相談窓口を設けてますので、そちらの相談先をご紹介してですね、あとはですね、町のほうでもですね、空き家バンクであるとかですね、空き家についてのリフォーム。耐震、除却の補助金について、情報を提供するということです。

ご質問にありましたとおりですね、非常に空き家についてはですね、もう緊急性もあってですね、対策があつて今後なかなかですね、減ることはないのかなという厳しい状況が続いておりますけども、実はですね、昨年度、町のほうで自治会のほうに呼びかけをして、空き家についての情報提供を自治会のほうから収集しております。

全ての空き家合わせて町内全域ですね、63件、情報提供いただいてます。内訳としましてはですね、佐川地区で29件、斗賀野地区が6件、黒岩地区で10件、尾川地区が11件、加茂地区で7件ということです。

この空き家ですね、データを分析しましてですね、今後、空き家の活用の可能性であるとかですね、倒壊の危険度、あるいは瓦であるとかですね、庭木も含めた管理の状態などですね。あと、道路への影響ですね、分類しましてですね、役場内の各組織ですね、情報を共有してですね、今後活用を図っていきたいと思っております。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

私が申し上げたいのは、こういったメイン通りの危険な家屋は早急な手を打たないと、いつ事故が起こるかわかりません。南海トラフとかそういうことじやなくて、こういったメイン通りに面した建物の危険度があるということは、役場としても認識をしていかなければならないというふうに考えるところであります。

当然、個人的な建物ですから、役場にとっては事故においては責任はない。しかしながら安全は、先ほど申しましたように安全を確保することに対しては、役場としての責任はあるかと思います。そういう側面からも、こういったメイン通りに面した建物においてはですね、早急に対策を講ずる必要があるんじゃないかというふうに考えますので、どうぞ、そういう側面からも、早急な対応ができるのであれば、ぜひ対応していただきたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思いますが。どうですか。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

はい。

なかなかですね、この場ですぐやりますというふうな対策にはならないかもわかりませんけども、役場としてですね、できることはですね、速やかに、まずはですね、所有者の方に要請をさせていただく。粘り強くですね、今後もですね、危険が及ぼすことがないようなことですね、まずはお願ひをしてですね、その後、最終的にはですね、命令なりが代執行とかも制度としてはですね、可能ですので、まずは手始めとしては要請を粘り強くしていくということはお約束できますので、お約束させていただきます。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

ぜひですね、よろしく対策を講じていただき、対応していただきたいと思います。これには、日高村にも1件そういう家がありまして、多分あの家は公的に撤去したんじゃないかなというふうに私、個人は思いますけれども。そういうことの今後においてもですね、ぜひ町民の安全を守るためにもですね、取り組んでいただきたいと思います。

これについては、以上でこの質問については終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

この質問はですね、尾川川の河川のことですので、本町の管理ではなく県の管理であることは重々承知をしております。写真を撮ってきましたので、まずこれを見てもらいたいと思います。現状はこういうことです。

これはですね、尾川橋から下流を見たほうです。右側が右岸ですね、左が左が左岸です。次の写真をお願いします。

これは要するに、下流の方から見た現状ですけれども、左側が要するに、農道の管理道ですけども、もうそこの高さより上になっているということで、もう4メートルはるかに超えちゃうんじゃないかなと、5メートル近くあるんじゃないかなというふうに感じるところです。

これは、下郷橋って小さい橋があるんで、そこの間ですけども、もう1枚お願いします。

これが、こちらの県道側から見たほうの立木ですね。もう1枚ありますかね。

これは新高平橋、要するに斗賀野に抜ける橋から上流を見たところですけれども、このように要するに、川の中に大きな木ができているということで、

これはもう川の中に物がかかり、あるいは流木がかかってくると、当然流れはせき止められる。そこで要するに、止まつてはしないけども、そこで抵抗力があつて水かさが上がるということは当然考えられるわけでございますので、ぜひですね、こういった立木をですね、撤去をしていただきたいと思いますけれども、当然、同時に葦の撤去もしていただきたいと思いますけど、なかなかこれ費用のかかることで大変なことだろうと、いうふうに考えるところあります。

これがもし、葦は当然、河床の掘削とかそういうものを含むことになりますので金額的にはかなり上がるんじやないかというふうに感じるところでございますけれども、立木だけの撤去は、そんなにかからないというふうに考えます。

であれば、立木においては立木だけを撤去をできないかということをぜひですね、県の河川課に状況を確認をしていただきまして、対応していただきたいというふうに考えるところあります。

ぜひ、佐川町のほうから確認していただきいて、撤去のほうに行くように進言をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

はい。お答えさせていただきます。

まずですね、河川の中の樹木につきましてはですね、越知事務所のほうへ問い合わせをしてですね、確認をさせていただきました。

撤去についてはですね、本年度、工事で一部対応する予定となっているようです。残る樹木についても来年度以降、順次撤去をするようですね、予算の要求をするという回答でした。

ちなみにですね、今年度予定されてます河川改修工事についてはですね、河床の掘削について 1,400 立方メートル。予定価格のほう公表されてますが、88 1 万 1 千円で、9 月 16 日にですね、開札を行つて契約が 9 月末、30 日の予定で現在進めておるということです。

議員、ご心配のとおりですね、河川内の大きな樹木につきましては、洪水時等にですね、影響を及ぼす可能性もあり、伐採をしていく、今後も伐採をしたいと思っているというようです。

またですね、河川の計画の河床よりですね、土砂のほうが堆積した、している場合はですね、洪水時に水位が上昇してですね、氾濫等の危険性があるため、そのような箇所については計画的にしゅんせつを行うということで回答を得ております。

議長（松浦隆起君）

岡村君。

12番（岡村統正君）

早速の対応をしていただくということで、今後の地域の住民に対しても、始まったねというようなことが報告できると思います。しゅんせつ工事も含めて今後は行われていくということで安心をいたしました。

私も今回の質問で任期最後の質問になりましたけれども、それぞれの質問に對しましてですね、執行部の皆さん、前向きな答弁をありがとうございました。

以上で、本定例会に通告いたしました私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、12番、岡村統正君の一般質問を終わります。

ここで食事のため、1時15分まで休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時15分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、6番、宮崎知恵子さんの発言を許します。

宮崎さん。

6番（宮崎知恵子君）

6番議員の宮崎知恵子でございます。

議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

現在、日本の経済が厳しくなっていることにより、町全体が影響を受け、社会保障費の値上げや物価高が相次ぎ、町民の生活はどんどん苦しくなっております。実際、町政のほうも令和になって水道料金など上がり、給付金など配られておりますが、その分、税金や社会保障費の負担が増え、余計に生活が苦しくなっている状況が続いております。

生活保護受給者は、働いてないのに労働者よりもよい暮らしをしているのはおかしいといったような声や、後々税金で賄うのであれば、補助金など意味がないのではないかという不満の意見も増え始めております。そして最近では、議員も回ってこないようになったというご意見や、一方、役所に対して職員の対応や効率が悪いと感じる町民もおります。

職員の給料は比較的高いですが、税金を払っている側としては不満であると

いう声も少しづつで出ております。

こういうことを踏まえ、やはりもう一度町民の生活の視点に立って、本当に価値があるものとは何なのかを、考え直すべき時期に来ているのではないでしょうか。

そこで税金の使い方について幾つかの質問をさせていただきます。

税金は国に納めるもの、町に納めるものなど、幾つもの種類があります。それを町民も納めております。それらは、この国に住む人たちが住みよい社会をつくるためのインフラとして使用されてきました。

憲法では、納税は国民の義務と規定されてはおりますが、そうとはいえ、もともと私たち私有財産である各人の収入の一部を、納めさせていただいているという点では、税金を取るのは当然という考え方も見直されるべきではないでしょうか。また、納められた税金の使い方も極めて慎重に討議されるべきものであると考えております。

そこで、例えば図書館さくとにつきましても、非常に立派な文化的拠点ができた反面、ここで何度かご指摘したとおり、維持管理費コストの問題が存在しております。

そこで、維持管理費の内訳と支出の経費の調整はどのようにになっているか、再度お伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは、宮崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

図書館さくとの令和7年度当初予算につきましては、歳出のうち、人件費を除きます管理運営費といたしまして、2,851万4千円を計上しております。このうち図書購入費といたしまして980万円を計上し、7千冊程度を購入する予定といたしております。

この歳出に対します歳入につきましては、ふるさと納税より2千万円を充当し、残りにつきましては一般財源というふうになっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

6番（宮崎知恵子君）

図書館等は、いわゆる非営利事業に当たる部分ですけれども、町におかれましては、従来、非営利事業とは収益を生むという考えはないというような返答を3月の一般議会でもいただいておりますが、ここでアメリカの著名な経営学

者であるピーター・ドラッカーの言葉を引用させていただきます。彼は非営利事業の経営について、このように述べております。たとえ非営利事業であっても、維持のためのコストとして利益は必要である。つまり、たとえ非営利事業であっても採算が考えられていない事業は、いずれ継続できなくなるということを指摘しております。

これを図書館さくとに当てはめて考えてみると、図書館の運営のために発生している維持コストに対し、採算を取る考えがなければ、いずれ図書館の維持ができなくなるというようなこともあります。

これは非常にシビアな問題ではありますけれども、真剣に考えていかなければいけない問題だと私は思っております。

また、維持コストにも結局税金から出ているわけなので、図書館独自で採算をとれるようにすることは、結果的に町民にかかる税金負担が軽くなるということを意味しているのではないでしょうか。

さきのドラッカーに関連してお話をすると、非営利事業においては、寄附等の存在が非常に重要になります。維持管理コストの中に書籍購入費が980万と記載されており、ここについては一部、本や雑誌自体の寄附によって書籍の購入費を抑えることも可能であると考えます。寄附金では貰えない本の購入に注力することもできます。いずれにせよ、様々な発想が今求められているのではないかと感じております。

例えばですね、青山文庫の一角で書籍を販売する、地質館で地質に関する書籍を販売する、文化センターや図書館さくとで障害者が作ったグッズを販売するなどして、収益を少しでも上げることもできるのではないかと考えております。こうした発想があるのでしょうか。

ここで質問です。

図書館など非営利事業であるけれども、採算を取る考えはあるのでしょうか。また、それに向けて何か努力をしてる部分があればお伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

採算を取るというところまでいきますと、なかなか難しいところがあるかと思いますが、教育委員会の関連する施設におきましては、青山文庫におきましても、地質館におきましても、ちょっとしたグッズとかですね、販売しながら収益のほうに充てている部分があります。

それと図書館のほうにつきましては、まずこの財源を確保する取り組みとい

たしまして、まず雑誌のスポンサー制度を行っております。この取り組みに関しましては、事業所や団体の方が、図書館のほうが指定をしております雑誌の中から希望するものを選んでいただきまして、これ月間であるとか、2週間に1回であるとか、そういういた雑誌になりますが、この雑誌の購入費を負担していただくもので、購入していただきました雑誌につきましてはスポンサー広告、こちら表示しましたカバーをつけることで、スポンサーというところを知らせていくというような取り組みをしております。

また、今年度につきましては、この他の取り組みとしまして、子供推薦書棚の設置と子供向け図書の購入を、主な目的といたしましてクラウドファンディングのほうを現在、実施をしております。

今後におきましても、こうした財源の確保につながるような取り組みが、何か他にもできないか知恵のほうを絞って考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

6番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

少しなりともやっぱり町民の税金ですので、努力をするということは大切なことだと思いますので、町長が言われるように、どうしたらできるかって言うことを常に考えて、本当に発展繁栄の方向に向かっていきたいと思っております。

続きまして、関連する問題といたしまして、司牡丹酒造焼酎蔵の今後の運営について質疑をいたします。

司牡丹の焼酎蔵は、すでに町に売却されておりまして、展示機能、宿泊機能、飲食機能も決まっている段階であります。いわゆるPPP／PFIに当たる手法になるかと思いますけれども、こうした民間事業者の力を借りつつ、町に利益をつなげることも可能ではないかと思います。

例えば、仮に改裝が必要ならば、そのための費用が必要になります。その費用を回収して、さらに町の様々な非営利事業のコストを賄うこともできます。こうした発想が税負担を軽くすることにもつながっていくと思います。

この司牡丹の焼酎蔵の活用につきましては、具体的に町と事業者との間でどのような契約が進められているのかをお伺いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

司牡丹酒造株式会社焼酎蔵買収・整備事業につきましては、令和6年度に歴史的建造物である司牡丹酒造株式会社焼酎蔵の耐震補強工事、老朽化している白壁の修理、内外装を整備し、佐川町に残る伝統的な酒造り文化を伝える展示機能、宿泊機能、飲食機能の3つの機能を持った施設の整備を行うといった内容の、耐震補強基本計画及び活用計画を策定いたしました。

令和7年度はこの計画に基づき、司牡丹酒造株式会社焼酎蔵買取・整備事業基本設計業務を、有限会社艸建築工房・上川設計企業体と契約し、7月22日に基本設計に、実際に運営を行う指定管理者の意見やアドバイスを反映できるよう、指定管理候補者選定の公募型プロポーザルを実施しました。

審査の結果、福岡県福岡市所在の株式会社リタを指定管理候補者として選定いたしました。

現在、艸建築工房及び上川設計企業体と協議を進めております。今後の予定につきましては、本年度基本設計、実施設計を実施し、令和8年度以降改修工事を行い、令和9年度の開業を目指しております。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

6番（宮崎知恵子君）

はい、ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、佐川町の発展繁栄につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、次の質問に入ります。

駐車場有料化と観光地としてのよりよい資源の有効化についてお伺いをいたします。

先ほどから指定しておりますけれども、様々な部分でかかるコストが町民の負担から出ていることを考えますと、町民の負担を軽くするということは、町として採算を取る発想をしていくことが重要なことと考えます。

観光施設や公共施設などを含め、駐車場を無料で貸して出しておりますけれども、何か収益を上げる努力が必要なのではないかと思っております。何か考えがおありであればお伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

佐川町では、公共施設の使用や証明書発行などの行政サービスを提供する際、

所定の使用料、手数料を徴収しております。これは受益者負担の原則に基づいたものでありますと、特定の人が行政サービスを利用して利益を受ける場合、その対価として、相当分の負担をお願いする仕組みでございます。

もし、全てのサービスを公費で賄うとサービスを利用する人と利用しない人の間に不公平が生じてしまうため使用料、手数料を通じて、公平性を担保しているところでございます。

この方針によりまして財源を確保しながら、持続可能な行政運営を実現してまいりたいというのが、町の考えとなっておりまして、一定、駐車場につきましてもですね、やっぱり観光客が来ていただいて、無料で置いて、今のところですよ、置いていただけて佐川町に来ていただけるということを念頭に使っていただいております。今のところですね、そういった新たにどういうふうにするとかということについては、駐車場のことは考えには至っておりません。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

6番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

しかしながらですね、やはり観光を受け入れるということは、それだけの対応も必要だと思いますので、やっぱりお金を取るということは、私も営業しておりますのでわかりますけれども、それだけの責任が伴いますので、このこともよく考慮に入れて、発展繁栄のためにつなげていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、福祉制度について質問をいたします。

先ほど税負担の話をしましたけれども、国民にとってもう1つの負担になっているものが保険料の負担です。保険が充実して便利になっている面はありますけれども、その一方、緊急性のない病院通いなどが生じている面もあり、経営コストの観点からは無駄が生じていると指摘せざるをえない部分もございます。

また、生活保護についても、各人の暮らしや状況には厳しい面もあり、セーフティーネットの社会保障が必要な反面、中には働くよりも生活保護を受給したほうが得などと意見も出ているほど、社会保障の見直しが必要と思われる面も出てきております。

一時期、生活保護が必要な面も人生の中では本当にあり得るかと思います。しかしそれは、またいすれば仕事につくまでの一時的な保障という立場、位置付けであるべきであり、本人に働く意欲を持たせてあげられない社会保障制度は一見、優しいように見えても、実は優しくない制度になっていると言わざる

を得ないと思っております。

そこで質問です。

生活保護を受けるための現行の基準は、どのようになっていますでしょうか、お伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

生活保護の基準ということですけれども、この生活保護基準はですね、それぞれの都道府県、少しずつ金額とかは違いますけれども、制度にのっとってですね、基準というものがあります。

この生活保護制度はですね、様々な事情で生活に困っている方に対しまして、その程度に応じて必要な保護を行うということで、最低限度の生活を保障するという憲法に定められた、そういったもので自立を助ける制度となっております。

手続きについて、ちょっとご紹介をさせていただきます。

生活保護のですね、申請の窓口。これはですね、佐川町の場合は町の健康福祉課となっております。ただですね、佐川町のように福祉事務所、こういったものを持たない県内の町村につきましては、保護の審査、それから決定、それは県の福祉保健所の権限というふうになっております。

この自立に向けたですね、生活支援とかいうものも併せて、県の福祉保健所に配置をされておりますケースワーカーさんという方が、そういう役割を担っているということになります。

生活保護のですね、一般的な手続き、それから申請内容を少し申し上げますと、例えばですね、解雇されたであるとか、あるいは病気のために仕事を辞めた、あるいは通院費、こちらがかかるで高齢の方であればですね、年金暮らし、それはなかなか生活ができないといったことで、生活に困った方が相談に来られます。そういう方が相談に、町の健康福祉課のほうに来られた場合は、職員のほうがですね、面接をしながら生活保護の申請の意思を確認すると。

この生活保護の申請については本人の意思によります。本人が申請をしたいということであれば、町のほうは受け付けをしなければならないというふうになっております。その際にですね、その方の能力に応じて、働くことや、例えば耕作していない田畠、そういうものの売却であるとか、それから貸すとかですね、そういうことなど資産活用の努力をしてもらうというふうにもお伝えすることとしております。

そういうことを踏まえてですね、町の健康福祉課のほうで申請書を受け付けをしますと、審査をするところの、県の、こちらで言うと中央西福祉保健所になりますが、そちらのほうに書類を送付すると。そのあとに県の担当するケースワーカーさんですね、その申請者のご自宅等にお伺いをして、改めて生活状況とか資産の状況を調査をすると。調査をして生活保護が必要かどうかというのを審査を県のほうがします。

仮にですね、保護が決定ということになりますと、保護費の支給が基準に応じてですね、始まる。併せてケースワーカーさんによる自立支援に向けた指導援助というのも同時に開始されるということになります。

ケースワーカーさんは定期的に自宅訪問を、ケースによって定期的に、間隔は違いますけれどもしていくと。生活状況の確認、それから自立に向けた支援なんかを行う。特にですね、65歳未満の方に対しては病状とかないかどうか確認をしながらですね、ケースワーカーさんが、県の福祉保健所には別に就労支援員という方がおいでますが、その方とともにハローワークとか、求人募集の就労に関する情報収集、それから面談とかいうことで面談、そして同行したりと、様々な面接なんかに同行することもあります。そういう支援をしております。

これらの支援はですね、必要に応じて町の社会福祉協議会、こちらのほうとも連携をしながらですね、実施をしているということになります。以上、少し詳しい長くなりましたが、以上になります。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

6番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございます。

私が次に答えていただこうと思った内容を全部お答えいただきましたけれども、実はですね、本人の意思でっていうことを今、改めて確認しまして、実は民生委員さんがいないところで、やっぱりもうどうしてもこれは見ていただかないかんという方がおいでまして、そういう方のためにも、本当に民生委員っていうのは大事な役割を果たしてるんじゃないかなっていうふうに思いますので、民生委員が今不足している状況なので、是非ともまたご尽力いただけたらと思います。

すみません、一応読ませていただきます。

また、先ほど指定したように生活保護受給者に対して、自立に向けて促してあげるということも1つの愛であると感じております。人生を生きる中で挫折を経験しなかった人も存在せず、ここにおられる皆様も、かつて思うように行

かない経験をしたことも多々あるのではないかでしょうか。

人生はそういうものであり、その挫折をもって人を非難することは、私は間違っていると思います。そしてその挫折の中に放置せず、再び立ち直るべく、励まし、元気づけていくことも愛ではないでしょうか。また、社会保障の公平性を考えた上で、生活保護のあり方は重要だと思います。

ここで生活保護受給者に対して、町の自立支援はどうなっていますでしょうか、ということをお伺いをするつもりでございましたけど、答弁をいただきましたので、割愛させていただきます。

私も2期、町議をさせていただきまして、50年の喫茶を経営している中で多くの学びをさせていただきまして、私が今回、この一般質問をとおして、本当に伝えたかったことは、意識の改革です。

収益を上げることは悪いことではありません。社会の富の創出を増やし、社会を豊かにするということになります。一人一人が創意工夫をし、自立し、個性を生かしながら、世のため人のために役に立つことで、まちは豊かになります。その点におきまして、民間も役場も同様です。

佐川は歴史の名残を残す、すばらしいまちです。だからこそ、今を生きる私たちがこの場でどのような生き方をするかが、この時代に対しての財産になると考えております。その思いを込めまして、今回、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、6番、宮崎知恵子さんの一般質問を終わります。

引き続き、4番、田村幸生君の発言を許します。

田村君。

4番（田村幸生君）

議席番号4番の田村幸生です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書にしたがいまして質問をさせていただきます。

最初に、佐川町の各小学校における防災、減災の取り組みについてお伺いをいたします。

佐川町に影響する自然災害は、南海トラフ地震などの地震災害、台風や集中豪雨などの風水害があります。防災や減災、そして福祉や社会保障の基本的な考え方として、自助、自分の命は自分で守るという考え方。共助、地域や周囲の人と助け合うこと。公助、行政や公的機関による支援があります。

特に平常時から発災直後は、自助と共助が重要で、生き延びるための準備と力や、周囲の人との日頃からの絆が大切と思っています。このことは、子供の

ときからの教育が重要と考えております。

まず、佐川町で実施されている防災学習の狙いと考え方についてお聞きをいたします。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。田村議員のご質問にお答えをいたします。

防災学習の狙いと考え方についてです。防災学習は全ての児童生徒等が安全に関する資質、能力を身に付け、進んで安全で安心な社会づくりに参加、貢献できるよう、発達段階に応じて各教科領域で取り組むものです。

特に佐川町では、防災教育は防災減災への取り組みを学ぶことを通じて、みずからと他の生命を守ること、郷土を愛し貢献することにつなげると、この観点からふるさと力、人間力、未来創造力の3つの力を育成しようとする佐川みらい学構想実現のためにも、極めて重要かつ効果的な取り組みと考えております。

このため、来年度、供用開始を目指しております小学校用ふるさと教材、サカワーカ改訂版の制作においても、北見市常呂町開拓におけるフロンティアスピリットや、平和について、環境教育について、こういった学習とともに大きく取り上げることとなっており、現在、教育研究所において指導員と研究員を中心に新たなカリキュラム、指導案教材の開発を進めています。以上です。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございました。

私自身も、小学生から防災学習は自分の命を守ること、それから周りのみんなと助け合って生きることを感じる大切な授業ではないかと思っております。また、今、教育長が言われましたように、未来学にもつながるということのお話をいただきました。

それでは、次に各小中学校での防災教育に取り組んでいる現状についてお聞かせをいただきたいと存じます。特にその中で課題として感じるところであったり、それから南海トラフ地震に対応するような命を守る学習等についてあれば、お話を聞かせいただきたいなと思うんです。よろしくお願ひいたします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをいたします。

まず、各学校での取り組みの現状と課題でございます。

最近、特に目立つというか、そういうのがあるんですけど、我が国の歴史は災害の歴史かと思います。で、被害をどのように防ぎ、減らすかという防災減災に向けての教育については、学校教育の場面でも、近年一層関心の高まりとともに取り組みが進んでおりまして、研究と実践が蓄積をされてきております。

町内各小中学校でも学習とともに計画的に避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、災害時の相互援助協定を結ぶ、鳥取県南部町の小学校との防災学習を通じた交流を深めるなど、一層発展に努めております。

課題としましては、万一の際に最善かつ的確な行動がとれるよう、過去の事例も参考に様々な災害の様態について学ぶこと。これと、避難行動を日常化するために、行事計画やカリキュラムの調整を行うことが考えられます。

次に、命を守る学習と即応できる訓練への対応についてお答えをいたします。

教育課程の中では、理科や社会で大地の成り立ち、日本の国土の特色、自然の恵みと災害、防災への取り組みなどを学んでおります。

総合的学習の時間や特別活動の中では、地震の揺れ、家屋の倒壊、津波、土砂災害、河川の増水、火災等の災害についての知識を習得しております。

計画的に実施する避難訓練においては、避難行動の習得を進め、小学校低学年ではみずから命を守ること、中学年から高学年になると他の命も守ること、さらに中学生になると避難所開設の際の活動などによって地域に貢献をすると、こういったことを学習をしております。

具体的な事例としまして、小学校5年生では防災マップを作り、自分たちの住む地域の災害時の危険性を知り、災害時に自分の身を守る行動ができるように学んでおります。

6年生になると、避難所開設にイメージを持つとともに、自分たちができることや災害が起きる前からの備えを考え、実行したり提案することができるようになりますと災害後の避難所での役割や避難所生活の実態を理解し、学校が避難所になった際に自分たちにできることを考えて行動すると、こういうことを学んでおります。

これらの成果については、この7年3月の社会福祉協議会の健康福祉大会で、斗賀野小学校、佐川小学校、黒岩小学校が防災マップづくりの取り組みを発表し、来年1月18日の日曜日開催予定の同大会で、佐川中学校の生徒たちが避難所生活について考え、まとめたことを発表するという予定になっております。

また、このような学習を指導するために、教職員の見識を深め、併せて万一

の際の的確な対応を目指して、4月、7月の教職員研修で、京都大学防災研究所副所長の矢守克也教授に講演をいただき、教職員の意識改革を進め、さらに同教授監修の防災教育の教材を紹介し、中学生向けの授業を実施するという取り組みも進めております。

このような学習の上に、避難訓練につきましては、様々な場面を想定した避難行動の習得、繰り返し実施による避難行動の日常化を目指しております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございました。

すごい細かくご説明いただきいて、本当に小学校、中学校含めて子供たちが、いかに防災に関して学んでいるかっていうのを今、お聞きして感じることができました。

過去の事例に基づく学習と、あるいは避難所の開設であったり、それから避難所を開設した後の子供たちの役割を考える、そういったことも本当にこれから南海大地震も含めて、災害時に対応できること、すごい学んでいるなということで、今感じることができました。

特に防災学習については、実際いろんなものに触れて、それを触れる繰り返すことで身に付くっていうものが多くございます。これからも重要な学習として特に取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは次に、先ほどお話をいただいた中にも、いろんな場面場面で、子供たちの学年に基づいた学習があるようにお聞きをしておりますけれども、さらにそれを深める意味で、防災意識の向上を目的として子供消防クラブ、あるいは子供防災クラブといった活動への取り組みをしてみてはどうかということのご提案でございます。

これは大人でも、自主防災の中でも必要なスキルを身につけるためには、かなり反復練習、反復訓練をしないと、いざというときには対応できないというぐらい、本当に重要なものとなってまいりますけれども、それを子供の頃から消防、防災の体験に触れるようなクラブ活動は、家庭防災、あるいは地域防災にもつながる、1つの発生時の生き延びるということにも、執着心としても育つということで、この提案をさせていただきたいと思います。この点についてご意見を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

ご提言いただきました、少年消防クラブや防災クラブというのは、県内 16 市町村で活動をしております。

事例の 1 つとしまして、香南市の赤岡町では、地域を引っ張る防災リーダーの育成を目指し、小中学生による赤岡町少年防災クラブが平成 17 年以来、活動を続けております。令和元年には 2 年に 1 回、ヨーロッパ 20 数か国が参加し、消防の実技を取り入れた障害物競走などで競う「第 22 回消防オリンピックスイス大会」に、札幌市、東京都町田市、大阪府河南町のクラブとともに参加するなど、活動を積み重ね、実際に消防士となってですね、今、地域の防災に貢献しておるという方も育ったというふうに聞いております。

こういう取り組みをいたしますとですね、学校における防災教育とともに消防団員の皆様のように、将来、地域の防災を担うリーダーを育成する上でも効果があるものと考えております。校長会や P T A などの場面で紹介をし、働きかけをしてみたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

働きかけしていただけるということで、やっぱりその防災、地元を愛するっていうことは、もう当然、子供のときから必要でありますし、郷土愛、それから人間愛。いろんなことをそういったことで育めることにもなってきますので、当然、どういった形でどういうふうにするっていうのは、また検討の余地もあると思いますけれども、是非とも実現をさせていただけたらなと思いますので、よろしくお願いをいたします。小中学校における防災、減災の取り組みは以上で終わります。

2 つ目は、災害関連死の認定に対する仕組みについて質問をいたします。

このことは、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震で特にクローズアップされました。この地震では直接死が 228 人に対し、避難後に亡くなられ、認定された方々は 428 人となり、災害関連死という言葉も含めて注目をされています。

では改めて、災害関連死とはどういうものなのか、また死亡したことを確認、認定する仕組みの、佐川町におけるあるなしについてもお伺いをいたします。ご答弁よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

田村議員の質問にお答えします。

災害関連死とは、地震、台風、洪水など自然災害の直接的、物理的な要因により命を失うのではなく、避難生活の影響、持病の悪化、心理的ストレスなど、災害発生後の間接的な影響によって命を失うこととされております。

次に、災害関連死を認定する仕組みということですので、災害弔慰金を支給するときのことをご質問されていると思います。

佐川町では、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、地震などの災害により死亡した町民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する仕組みを設けております。災害弔慰金の支給に当たり、死亡した方が災害関連死かどうかを判定し、認定を行う仕組みとなっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございました。

佐川町にもあるってことでお聞きをしました。

では、例えば南海トラフ大地震で避難後に亡くなられた、それを認定するメンバーさんとか、そういったのはございますか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

現在の条例にはですね、災害関連死を認定するに当たり、審査会をするなどの仕組みはございません。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

はい。ありがとうございます。

県、この佐川町以外、近隣の町村も含めて、その認定、佐川町は認定したけど越知町は同様なことで認定しないとか、そういうアンバランスがあつてもいけないんですけども。高知県が災害関連死の認定を基準を決めるとかそういうお話はございませんか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

ご質問にお答えします。

現在ですね、先ほどお話させてもらったように規定がございません。審査会をする規定がございません。で、このことからですね、災害関連死が疑われる場合に、死亡と災害との因果関係を認定することが非常に困難になるという問題があります。そのため、医師などの専門家を委員として委嘱し、因果関係を審議する審査会を設置できるように今、準備を進めております。

その中でですね、南海トラフ巨大地震などの広域災害が発生した際にはですね、先ほど議員がおっしゃられたように、本町独自の委員を委嘱してですね、審議会にて認定を行う作業、認定作業を行う方法ではですね、他市町村との認定基準にばらつきが生じ、公平性に問題が生じる可能性があります。

そのため広域的な視点を取り入れるため、県の支援を受けながら、作業を進めているところです。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

災害関連死、本当に昔で言うたらもう、後から死んだけっていう話やったかもわからんですけれども、今はそういったことではいけませんので、しっかりとその関連死の認定、認定するメンバーも含めて、それから県の基準、それから佐川町としても、条例を変更せにやいかんですかね。そういったことも含めてできる範囲、待ったなしですので、災害が起きてから認定の仕組みを作るいうたら、泥棒捕まえて縄をなうと理屈が一緒になってしまふんで、できるだけ構わない範囲で、できるだけ早く、目安づくりを進めていただくことをお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

災害発生時に避難場所となる緊急避難場所の公民館。私の出身地区である柳瀬地区ですと、一時避難者は佐川小学校なんですけれども、緊急避難所の公民館を、一時避難所と同様に運用することについてお伺いをさせていただきます。

このことについては地元の高齢者から、学校までは行けないけれども、公民館を避難所にしてもらつたらいいよっていうお話をいただいた経過がございまして質問するんですけども、その点についての見解をお聞かせください。

それからまた以前に、公民館へのAEDの設置の検討をして欲しい旨の、西森議員だったかな、検討の状況を併せてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

田村議員のご質問にお答えします。

大規模災害が発生し、自宅が被災して住居として利用が困難になった場合や、周辺の状況により、自宅にとどまることが危険と判断される場合、また親戚や知人宅など代わりとなる避難先がない場合は、拠点避難所への避難をお願いすることになります。

しかし、避難経路が倒壊した建物などによって塞がれている場合や、指定避難所の開設まで時間要する場合には、一時的に身を寄せる場所が必要となることもあります。佐川町の地域防災計画では、このような緊急時に対応できるよう、公民館などを緊急避難場所として指定をしております。このため、地元自治会と町が協議しながら耐震診断を実施して、耐震基準を満たしていない場合には、耐震工事を行うなど必要な整備を進めております。

公民館を拠点避難所と同様に運用できるかという質問についてですけれども、基本的にはまず拠点避難所への避難をお願いしたいと考えており、公民館を拠点避難所と同様の運用にすることについて、現在のところは考えておりません。

ただし、公民館の構造に危険がないと判断される場合や、日頃から顔見知りの地域住民と協力して避難したいといった理由で、公民館への避難を希望される場合は、町としてそれはダメですよというものではないです。

ただし、公民館を避難所として利用する場合には、物資の提供や支援を行うことが困難となる点をご理解いただきますようにお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございました。

当然、一時避難所である、地元であると佐川小学校へ当然避難するっていうのが、要支援者も含めて当然のことということあります。

しかしながら、地域の人、隣の人と一緒におりたい。広いところへはよう行かんっていう人につきましては、それの限りではないというようなことで理解をさせていただきました。ありがとうございました。

うちの柳瀬の公民館ですと、現状50人用の救急箱を設置したり、それを看護師のO Bが災害時には対応できるようについてということで準備をしているところであります。それに併せて、もし柳瀬公民館にどうしても避難したいってい

う自治会がおりましたら、当然のようにプライバシーを守るパーテーションが必要になってきたりとかしますので、早急に防災委員会を開催して検討していくことなどで準備をさせていただきます。ありがとうございました。

防災につきましては以上で終わりにさせていただきます。

次のテーマです。地域づくり応援交付金の対象にした川地区を、ということについて質問をいたします。

このことは以前に質問した経過がありますが、改めまして地域活動に対する支援について、地域住民からの相談にも沿う形でお聞きをするものです。

佐川地区は瑞應の盆踊りのように、豊年踊りとして佐川踊りが盛んに踊られて受け継がれていました。また、地区民運動会についても多くの住民が参加し、大変な盛り上がりを見せてきました。

しかし、この2つの地域において大切な大きい行事、イベントはそれぞれ休止になって、長い月日を経過をしました。その間、幾度となく復活を望む声が聞こえていましたが、現在まで実現はしていません。

佐川町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の取り組みで、第3次地域福祉アクションプランで人が集まるイベントとして、地区民運動会の復活が明記されましたが、折しも新型コロナ感染症が猛威を振るう事態となり、活動自粛を余儀なくし、復活はかなわず、第4次地域福祉アクションプランへと引き継がれています。

現在は、第4次地域福祉アクションプラン佐川地区計画線表に沿って、あつたかふれあいセンター夢まち主体でミニ運動会を開催し、多くの人々が競技を楽しんでおられます。

佐川地区の計画線表では、佐川地区民運動会の復活が令和9年度の計画になっていますので、令和9年度に実行委員会を作つて、はい作りました、はい準備しました、はい運動会できますっていう問題ではなく、令和8年度に防災運動会の要素も加え、佐川地区自治会長会や佐川地区自主防災会などのメンバーを中心に募り、実行委員会の体制をまず作つて復活にこぎつけたいと考えております。

つきましては、行事の企画、運営に対する支援についてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

田村議員のご質問にお答えします。

令和7年度予算には、地域の方が取り組む様々なまちづくりに関する事業の

実施に対する補助金としまして、チーム佐川未来づくり事業費補助金を計上しており、本年度につきましても、すでに自治会やグループでご利用をいただいた実績がございます。

来年度以降につきましては、現在策定作業を行っております令和8年度から令和17年度までの第6次総合計画に合わせ、引き続き住民の方が取り組まれるイベントや地域の環境保全活動、地域資源の利活用など様々なまちづくりに関する取り組みにご利用いただける補助金の創設を予定しております。

そういうた補助金や支援員さんの活動費も併せてご利用いただいて、町内で一番人口が多い佐川地区においても、集落維持の基盤となる人ととのつながりの形成等の事業にご利用いただければと考えております。

また、教育委員会所管の補助金としましては、佐川町社会教育団体等事業費補助金があり、斗賀野地区や加茂地区、黒岩地区の地区民運動会への補助実績がございます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ご答弁ありがとうございました。

一度途絶えた行事を復活し、さらに継続することの大切さは理解をしているつもりではありますが、こうして後押しをしていただき復活することで、佐川地区の元気が増してくると信じております。今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

次の質問は、消防団員の定数確保に向けた政策について質問をいたします。

能登半島地震後、避難誘導や消火活動を担う消防団員の重要性が再認識をされています。また、火災の防火、消火活動はもとより、行方不明者の捜索、集中豪雨や台風による災害対応と訓練、そして南海トラフ地震の発生が徐々に近づいているこの頃、消防団員の確保と活動の重要性はとても高まっています。

最初に、現在の消防団員の分団ごとの充足数、充足率についてお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

現在団員数に関してですけれども、9月1日現在で、佐川分団が50人に対して47名。斗賀野分団が定員48名に対して45名。黒岩分団が35名に対して30名。尾川分団が32名に対して28名。加茂分団が20名に対して18名の定

員数 185 名のうち、実員数は 168 名の 90.8%となっております。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

消防団は全国的には消防団員の減少と成り手不足っていうのが全国的には特に最近叫ばれておる中で、佐川町消防団では、現在定員の 90%を確保できているっていうお答えを、今お聞きしました。とても安堵しております。

これは住民の理解のもと、消防団幹部の皆様を中心に団員各位が新入団員の加入を勧めている結果の表れだと今感じているところであります。改めて感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、これからも高齢化、人口減少が続していく限り、安心できるとは言えません。今 90%確保できているとおっしゃられましたけれども、80%を下回ってみると、団員の成り手不足の常態、こう言われております。

これからも入団しやすい環境づくりをよろしくお願ひをしたいと思います。
ありがとうございます。

特に、若者の入団を中心に図っていかないといけませんが、現在の団員で消防ポンプ車の運転資格、準中型免許を有していない団員への取得補助の実績があれば教えてください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

準中型運転免許の取得に対しての補助制度は創設できておりませんし、実績もございません。以上です。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

はい。ありがとうございます。

以前にお聞きしたときには 10 人まで居なかつたと思うんですけども、現状の中では準中型免許持つてない若い世代に対して、現状では影響がないという考え方でよろしいでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

道路交通交通法の改正に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となり、同日以降に普通免許を取得している団員さんは、議員さんのおっしゃられるように運転ができない状況となっております。この団員さんが本町保有の消防団ポンプ自動車を運転するには、新たに準中型免許の取得が必要となり、このことは本町だけでなく、全国の消防団において課題となっております。

今後の対応としまして、佐川町消防団員の皆様の免許の保有状況を調査し、本町保有の消防団ポンプ自動車を運転できない団員の年齢構成などを把握して、今後どうしていくべきであるかを確認をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

丁寧なご説明ありがとうございました。

今後において、若い団員ができるだけ入ってもらうにこしたことはないんですけど、そういったことで乗れないっていうことで支障が起きないように、これからも調査していただいて、よろしくお願ひをしたいと思います。

今は、ポンプ車の運転資格取得補助についてお伺いさせていただいたんですけど、今後発生する想定外の災害に対応する団員の養成と若者確保を目的として、移動式クレーン、ブルドーザーなどの重機や、ドローンパイロット資格を取得する希望の団員への補助を検討していただきたいなということでご質問させていただきます。

このことにより、団員として活躍しながらスキルアップにつなげられることになり、災害発生時に迅速な活動ができるようになります。ご答弁を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

南海トラフ巨大地震の発生を想定した場合、本町においては道路沿線の建物倒壊による長期間の道路不通や土砂災害の発生、それによる孤立地域の発生や人的被害などが予測をされます。

こうした状況が発生した際には、議員からご提案いただいた取り組みを平時

から推進し、消防団の機能向上を図ることで、道路の警戒作業や人命救助において効果的な活動が期待されるため、災害時に非常に有効な手段の1つとなると考えております。

しかしながらですね、これらの取り組みを進めるにあたってはですね、重機や資機材の確保の必要性に加えてですね、団員の活動内容が増加するっていうことがあります。災害時はもちろんですが、平時における負担が増えるなどの様々な課題が生じる可能性があります。

そのため、本件につきましては消防団幹部会の場で、幹部の皆様と慎重に協議を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

いざというときに重機をどう確保するか、連携をどうするか、いろいろと課題もございます。住民の安心と安全を担保し、住民の命と財産を守るっていうことはとても重要なことでありますので、是非とも前向きにご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは最後になりますけれども、佐川高校魅力化存続に向けた政策について質問をさせていただきます。

片岡町長が改選のときにもおっしゃられました、第1回佐川高校コンソーシアム会議が7月29日に開催され、全計画の検証評価やアクションプランの方針性などが協議されたとお聞きをいたしました。

佐川高校存続についての質問は、昨日、下川議員からもありましたし、明日、岡林議員から掘り下げた質問をされるとお聞きをしております。

私からは、令和9年度末、つまり令和10年度の入学者数が41人を上回り、佐川高校が存続することを念頭に置いて、各町村の中学校の卒業見込み数を見て、佐川高校が地元仁淀川筋には今現在においても、佐川高校が存続できる数の卒業見込み者数がいることで、地元から佐川高校へ進学を選択できる環境づくりや、仕組みづくりはとても重要と考えますので、質問をさせていただきます。

こちらの表につきましては、中学校卒業者数の推移の表であります。これを見ますと、日高村から仁淀川町を合計して、令和7年が169名、令和8年が176名、令和9年度が167名、令和10年度で143名と推計されています。特に、先ほどお話しました令和10年の卒業者数は143名と推計されておりまして、これで30%を確保することにより43人になり、目標はクリア可能です。

佐川高校を維持、存続させていくためには、地元4町村の中心であります佐川町が核となり、大きな流れを作つて実現していくことがキーポイントになると感じています。

地元からの進学率、これは高知県目標は50%ですけれども、まず佐川高校の目標30%をクリアするために想定できる課題と対応についてお聞かせをいただきたいと思います。ご答弁よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度からですね、令和6年度の仁淀川流域3町1村の中学校から佐川高校への平均進学率、これにつきまして、仁淀川上流から仁淀川町、仁淀川の上流からですね、仁淀川町が28.2%、越知町20.2%、佐川町17.1%、日高村加茂で8.1%であったと聞いております。

その中で佐川町立中学校の卒業生の進学状況を見ますと、佐川高等学校以外にですね、私立高等学校、県立高知高等専門学校、県立高知工業高等学校、高知市立高知商業高等学校など、就職へつながる学習や技術を習得する学校、そして普通科を中心とする他の高等学校等進学者は多様な進路を選択をしております。

これは、佐川町はJR土讃線が通っていることなど、通学上の地位に恵まれており、立地に恵まれており、交通の便がよいこともありまして進学者が多様な進路希望を持ち、それを実現するための選択をしているということを考えられます。

このため課題としましては、多様な選択肢の中で中学生に選ばれる入学者数を確保し、目標をクリアするために、中学生の進路希望に応えられるよう、一層教育内容の充実が求められているところであると考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

選ばれるためには、教育内容の充実をということで今町長もおっしゃられました。そのとおりであります。

現在の佐川高校の子供たちに聞いても、普通科だけではなかなかつていうお話を多く上がっているのも事実でございます。

課題を一つずつ一つずつ解決することで道は開けてまいります。このことは、子供たちへの投資にはとどまりません。この地域の未来への投資でもあります。人口減少や少子化の一助によるものと確信をしております。残して欲しいという仁淀川流域の住民の思いに寄り添うことはとても大切であります。

最後に、今期の任期は限られていますけれども、今一度、佐川高校の魅力化存続に向けた片岡町長のお覚悟、お覚悟です。や思いをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

また、地域コンソーシアム会議におきましても中心でありますから、しっかりとトップを務められて成功へと導いていただきたいと考えておりますので、その辺も含めてもう一度お願ひいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。再びご対応させていただきます。

県立佐川高校は仁淀川流域にとって、やはり田村議員もおっしゃるとおり、必要な、絶対に必要な高校であることは十分に認識をさせていただきております。しかしながらですね、近年、少子化によりまして、生徒の数が本当に減少している状況というのはもうご理解いただきたいと思いますが、今後とも少子化、生徒数が減っていくことが予測されております。

しかしながらですね、魅力ある佐川高校にしてですね、やはり生徒数を増やしていくというのが、これから課題ではないかと思います。

やはりその地域コンソーシアムとかですね、県立高校でありますので県教委との、県教委の関連課との意見交換などもですね、しっかりと協議をしていきたいと思っておりますし、これから何ができるのか、どうすべきなのかをしっかりと協議して、存続に向け取り組んでいく決意でございます。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

田村君。

4番（田村幸生君）

ありがとうございました。

片岡町長の真剣な思いをお聞かせいただき、期待をせずにはおられません。よろしくお願ひをしたいと思います。

以上をもちまして、4番議員、田村幸生の一般質問を終わります。誠実なご答弁ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で4番、田村幸生君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を10日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後2時30分